

河合町議会会議録

令和4年 6月7日 開会

河合町議会

令和4年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
馬 場 千恵子	3
佐 藤 利 治	20
長谷川 伸 一	42
西 村 潔	64
杵 本 光 清	85
○散会の宣告	92
○署名議員	93

令和 4 年 6 月 7 日（火曜日）

（第 2 号）

令和4年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和4年6月7日（火）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
まちづくり 推 進 部 長	福 辻 照 弘	教 育 委 員 会 参 事	山 本 剛
ファシリテイ マ ネジ メ ン ト 推 進 室 次 長	中 島 照 仁	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	小 山 寿 子	政 策 調 整 課 長	岡 田 健 太 郎
広 報 広 聴 課 長	桐 原 麻 以 子	安 心 安 全 推 進 課 長	川 村 大 輔

財 政 課 長	新 井 俊 洋	税 務 課 長	松 本 武 彦
管 財 課 長	植 田 秀 紀	福 祉 政 策 課 長	浦 達 三
環 境 対 策 課 長	内 野 悦 規	ま ち づ く り 推 進 課 長	杵 本 幸 史
上 下 水 道 課 長	上 原 郁 夫	教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人
生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男		

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
---------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

令和4年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきますが、くれぐれも時間厳守をお願いいたします。

また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議員の再質問以降は、着席のまま対応をお願いします。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承をお願いします。

本日は、質問順番1番から5番までの方です。

それでは質問を許します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（谷本昌弘） 1番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） おはようございます。議席番号10番、馬場千恵子。

一般質問、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

今回は3点について質問をいたします。

1番目、補聴器助成について。

加齢性の難聴により日常生活を不便にし、生活の質を低下させるだけでなく、鬱病や認知症の原因になると指摘されています。補聴器の購入助成をお願いしたいという質問に対し、国、ほかの市町村の状況を注視しながら今後も研究をしていきたいという答弁でございました。そこで改めて質問をいたします。

1、加齢性難聴と認知症の因果関係についていかがお考えでしょうか。

2、近隣及び全国的な助成状況はどのようになっていますか。

3、高齢者の社会参加及び地域交流は、生活の質の向上にとって欠かせないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2、TNR事業について。

むやみに子猫が生まれることを防ぎ、大繁殖やふん尿、野良猫による生活環境被害を軽減するためにもTNR事業に参加すべきと、前回質問をいたしました。T、捕獲、N、避妊手術、R、元の場所に戻す活動ですが、河合町も4月からこの事業に参加しているようです。この事業を通じて生活環境の被害を軽減させるだけでなく、既に子供たちに生き物の命の大切さと生態系の仕組みを学ぶ機会としている自治体もあります。

河合町では、具体的にどのような取組を考えておられますか。

3、地球温暖化対策と地方公共団体実施計画の策定について。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、気候危機に対処するため、平均気温の上昇を1.5度に抑えることが正式目標として確認されました。実現には2050年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会を目指すこととなります。

河合町では、平成23年3月に地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画として第1次河合町地球温暖化対策実行計画、平成23年度から27年度が作成されています。しかし、それ以降改定はされていません。

地球温暖化対策を進める法律で、温室効果ガス削減のための措置などに取り組むよう義務づけられました。河合町では、地方公共団体実施計画の策定の予定はありますか。また、CO₂削減のために実施していること、予定していることがあればお答えください。

再質問は自席にて行います。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうから補聴器の助成について答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1番の加齢性難聴と認知症の因果関係についていかがお考えでしょうかというご質問なんですけれども、加齢性難聴は年齢を重ねるにつれて生じる聴力の低下です。会話がしづらくなると他人とのつながりがおっくうになりひきこもりぎみになります。人とのコミュニケーションがうまくいかないことで自信を喪失し、社会的孤立になり、最終的には鬱病や認知症の発症、フレイルにつながる危険性を秘めていますとの認識でございます。

2番目の近隣及び全国的な助成状況はどのようになっていますかとのご質問ですが、東京を中心として全国的に補助を実施する自治体が増えてきてはおりますが、まだ少数です。

補助内容については、補聴器自体の支給であったり、購入費の一部を助成している自治体があります。

国・県においては、補助事業としての対応はしておりません。近隣では、斑鳩町が今年の4月から補助事業として開始したと聞いております。

3番の高齢者の社会参加及び地域交流は、生活の質の向上にとって欠かせないと思います。がとのご質問ですが、高齢者がいつまでも元気に地域で社会参加、または地域交流することは、町の活性化につながります。加齢による難聴でその意欲が失われるのは町にとっても損失であると感じております。

加齢性難聴は、早い方なら50歳代から徐々に進行していき、65歳になると3人に1人の割合で何らかの異常が発生するそうです。難聴の進行は気づきにくいのが特徴で、気づいたときには既に症状がかなり進んでおり、一度失った聴力は元に戻りにくいとされております。なるべく軽度の段階で耳鼻科に受診し、進行を遅らす治療が必要とされております。

町では、介護事業として認知症対策に取り組んでおりますので、しゃきっと教室や各種団体等の出前講座等を通じて、難聴による認知症のリスクについてお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私からは、議員ご質問のうち、TNR事業及び地球温暖化対策と地方公共団体実施計画の策定についてお答えさせていただきます。

TNR事業についてですが、今年度、河合町のTNR活動としまして、奈良県が実施されております奈良県所有者不明猫TNR事業に参加いたしました。

この事業は、大字自治会などが対象エリアを特定して所有者不明猫を捕獲し、特定の施設へ運び込むことによりまして、奈良県が所有者不明猫の不妊去勢手術を実施し、その後、所有者不明猫を元の場所に戻す活動でございます。

この活動により、所有者不明猫による地域住民の生活環境被害が軽減されるとともに、所有者不明猫の殺処分数の削減につながるものと考えております。

今後については、このTNR事業の周知を進めてまいりたいと考えております。

また、子供たちに生き物の命の大切さなどの学ぶ機会についてですが、既に実施されております自治体があるということでございますので、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策と地方公共団体実施計画についてですが、地球温暖化対策についての国際情勢としましては、議員ご案内のように、昨年10月31日から11月13日まで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、通称COP26が開催されまして、この会議で採択された成果文書では、気温上昇を1.5度に抑える努力を追求することを決意するというふうにされました。これは、平成27年12月のパリ協定で産業改革前からの気温上昇を1.5度に抑える努力をするとされておりましたが、今回の成果文書ではより踏み込んだ表現とされております。

この他、この会議におきまして、岸田総理大臣が、2030年度に温室効果ガスを2013年度と比べ46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくと表明されております。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律におきまして、温室効果ガスの排出の量の削減などのため、地方公共団体実行計画を策定するものとするとしてされております。

河合町としましては、第1次河合町地球温暖化対策実行計画を平成23年に策定しております。この計画は5か年の計画であります。計画に基づくCO₂などの温室効果ガス削減のための取組でもある、昼休みの事務スペースの消灯や照明の間隔を空けることなどについては、現在も継続して実施しております。

なお、今後は補助制度の活用も含めまして、法律に基づく計画策定に向け調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、CO₂削減のための河合町としての取組としましては、先ほど申しました昼休みの

事務スペースの消灯などのほか、庁舎の一部と中央公民館集会室及び防犯灯のLED化、そして庁舎、中央公民館集会室の窓ガラスのフィルムを貼ることによる断熱等を実施しております。

今後の取組については、今年度庁舎のエアコンの更新及び照明のLED化を予定しております。こちらもCO₂削減につながる取組であると考えております。

私からは以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、まず補聴器の助成について質問したいと思います。

浦課長が言われたように、この加齢性の難聴というのは、本当に気づきにくい状況で徐々に進行していくという特徴があります。そういった中で、前回、この給付金を早くするために特定健診にこの項目を入れてはどうかというふうにお聞きしたかと思えます。こういった中で、答弁の中では、特定健診と聴力の検査とは意味合いが違うということでこの中には入れられないということでしたけれども、これは河合町として、オプションとしてその聴力の検査というのはできないのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

それとやはり浦課長も言われたように、その耳が聞こえにくくなる、人の話のその会話に入っていけない、そういったことで社会参加が難しかったりすることで鬱病とか、だんだんと地域に出にくくなるかということ、社会的に孤立していくということもあり得ますので、そういったことについて、軽度のうちにその補聴器をつけるということが重要かと思うんですけれども、そのための助成ということで、浦課長の答弁では、全国的にはいろいろと東京を中心に進んでいるということなんですけれども、まだ僅かですというような答弁でしたけれども、全国的には意見書もたくさん上がっていますし、要望も強いというところのその認識を持っていてもらわないと、なかなか予算の伴うことですので、全国的には、私は随分多くの自治体がこれに取り組んでいるなという印象を持っているんですけれども。

この難聴と認知症についてももう少し掘り下げて考えてみますと、予防可能な要因の中に、その認知症の最も大きな要因であるというような指摘もあります。難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話ができないということで社会的に孤立してしまう。それは先ほども言いましたけれども、難聴と認知症との因果関係についてはきちんと対応していくということが必要かと思えます。

反対に、難聴に対応することで認知症が軽減されるということでもありますので、全体と

しては、河合町における高齢者の難聴というか軽度の難聴について早くチェックをして対応していく早期発見・早期対応というのが欠かせないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

それと、そういうことによって河合町における高齢者の方が社会参加もしていく。そして、自分の趣味を生かして楽しく生活していく。生活の質を向上させるということは、河合町の多くの町民が高齢者となっていく中で、そういった層の方が生き生きと河合町で生活していくということは、河合町全体の活気につながるかと思います。

そういったその能力の高齢者の方が耳が聞こえにくいということで、その社会参加が少なくなっていくということで、河合町にとっても損失かと思うんですけれども、そういったことについては、町長はどのようにお考えでしょうか、どうでしょうか。まずお答えください。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 今ご質問いただきました、まず最初のご質問に対し、河合町として特定健診の中にこういった聴覚検査を入れられないかというご質問なんですけれども、こちらにつきましては、各健康保険の保険者が特定健診というのをしております、特定健診につきましては、国民健康保険であったり、会社勤めの方でしたら社会保険であったりとかという形でされております。特定健診については、国の基準に従ってされているところがございまして、ここをオプションでできないかのご質問なんですけれども、国民健康保険につきましては、当然、河合町が保険者になりますので、この辺につきましては、対応できるかどうかにつきましては、国民健康保険の担当とちょっと話をさせていただいて、対応できるかどうかというところをまた考えさせていただいたらいいのかなと思うんですけれども、そもそも特定健診というところにこの聴覚検査が入っておりませんので、きっとそこら辺が難しいところはあるのかなと思います。

それと早期発見ですね。難聴については、早期発見というところなんですけれども、これにつきましても、私がちょっと答弁させていただいたように、いろいろな機会、難聴はリスクがあるというところをまず住民さんに知っていただく、検査に行ってくださいというのが近道なんですけれども、これにつきましては、家族や友人の方とか、そういう知り合いの方にちょっと耳が聞こえにくくなったのではないかとかいうようなことがありましたら、そういう形でちょっと病院に行って検査を勧めてもらおうというような形で、まずそういう形で進めていっていただくということが大事なのかと思っております。

また、介護保険の中で認知症対策事業もやっておりますので、先ほど答弁させていただいたように、そういった機会を通じて、広く住民に難聴が認知症のリスクが高いというところにつきましても、そういった機会でご説明をさせていただけたらと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） いいです。町長、お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今、議員の質問内容につきましては、本当に高齢化になっております。課題になりつつ大きな問題だなということは認識しております。

先ほど担当課長のほうから答弁しましたように、町としましても、いろいろな部分とか意思決定をしていく、そういう過程かなということ強く感じております。そういう意味でも、近隣市町村とかいろいろな全国的なそういう事例をしっかりと調査とか研究しまして、何らかの対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この特定健診の聴覚の測定にちょっとこだわるんですけども、聴覚の測定というのはそんなに難しいものではないんですね。機械そのものもそんなに高価ではない、短時間でできるというような検査です。

そのことによって、わざわざそのために耳鼻科に行って検査を受けてという手間を省いて対応ができる、病気でも何でもそうですけれども、早期発見する、すごく大切なことだと思います。それと早期に対応する。その対応のところ今、高齢者が置かれている状況ですけども、皆さんもご存じのように、補聴器とっても高い買物になります。もちろん、所得制限を設けているところもあると思いますけれども、浦課長の認識とは違って、私は随分と自治体で補助が増えてきたなというような認識をしています。

お隣の斑鳩町でも、今年の4月から補助されるということで、やはり高齢者を大切にしている、高齢者の働く場を保障しているという点でうらやましいなとか、そうあるべきだなというふうに思っているんですけども。補助金ってそんなに河合町でどれぐらいの方が

対象になるか、よく軽度の難聴の方が何人おられるかという件数も含めてですけれども、あるんですけれども、ぜひ高齢者が社会参加をしていく、生き生きと河合町で暮らしていけるということで、ほかのところとも研究をしながら進めてもらいたいと思うんですけれども。このWHOでも40デシベルから、41デシベルやったかな、から70デシベルまでの間の難聴については、補聴器を奨励しているわけですね。それに対応してぜひ河合町でも助成をしていただきたいということで一歩踏み出してもらいたいんですけれども、その助成をしない、できないという大きな原因というか、主な要因はどこにあるとお考えでしょうか。これについては、部長も含めて、町長についてお聞きしたいと思います。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは、回答させていただきます。

まず、先ほど課長が答弁させていただきましたが、まず、部内で検討し、特定健診のほうに入れていけるかどうかという協議を今後早急にさせていただきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） はい、ありがとうございます。

町長はその助成については、河合町としては財政的に厳しくてとてもできないとかというふうに思っておられるのか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 財政的な問題というよりも、まだまだその実態というか、先ほども申し上げましたけれども、近隣の斑鳩町、始まったということを聞いております。それから、補助の内容もちょっと調べております、知っております。そんなに財政的な負担はないんですけれども、しっかりどういう形でやっているのかということをごちらのほうでも調査するというか、どういようにしていけばということで、まだ課題とかもまだまだちょっと詳しいことは聞いておりません。

そういうことで、先ほど申しましたように、しっかり河合町としましても、実態なり、それから河合町内の様子もまだまだ分かっていないところもございますので、そういうところも含めまして、しっかり調べて対応できるようにというか考えてまいりたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 実際に高齢者と一緒にいろいろなことを進めていく中で、会話が通じないということが往々にしてあります。河合町においても、いろいろなところで会議等も含めまして会話が不十分な、何というか、通じないという部分も出てきていると思いますので、河合町を活性化していく。子育て支援についても今進められているところですが、若者にとっても高齢者が大切にされる、高齢者が生き生きと河合町で暮らしている、趣味を生かして楽しく過ごしているということも、社会的にも役割を果たして生活しているということが目に見えてくると、河合町住みやすい町の一つになっていくかと思います。

部長も言われたように、早急に検討していただいて助成の実現に向けて進めてもらいたいというふうに思います。

この補聴器を買うと確定申告もできますので、そういうことも含めて知らせていくとかしていただけたらというふうに思います。

○福祉部長（浮島龍幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 今、議員からおっしゃりましたとおり、平成30年度から一定の要件を満たした場合には、補聴器の購入費が医療費控除の対象となっていますので、国税庁のホームページでは周知されておりますが、さらに広く、河合町のホームページや広報等でも今後周知してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） よろしくお願いたします。

それでは、次にTNR事業についてお聞きしたいと思います。

この事業は、前回9月でしたか、質問させてもらったときに、本当にその地域の中でいろいろな野良猫に対するトラブルがあるということで、住民の方からのご意見もお聞きしています。

河合町としても具体的にこれからどのようにしていくかということで、もちろん町としての広報でこの活動を知らせていく、また自治会のニュース等でもこの取組について知らせていくということは、その地域の住民の方、自治会の方との協力なしには進められない、その

ような内容でございます。

この事業についての動物基金ですけれども、行政枠というのがありますので、それも知らせていただいて、それを活用しながらかわいそうな猫ちゃんをなくすということについて取り組んでいただきたいんですけれども、その方法として周知徹底はどのようにお考えでしょうか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） ありがとうございます。

公益財団法人の動物基金のお話といったご質問でございます。

こちらの事業につきましては承知しているところでございます。動物基金の行政枠、こちらのほうも周知させていただいているところでございます。こちらが手術チケットというのを行政枠の中で基金のほうから頂いて、基金に登録された個人やボランティア団体、または行政等が野良猫を捕獲した場合に、そのチケットを用いて所定の動物病院で手術を行うと、そういったシステムでございます。

河合町といたしましても、こういった制度を多種多様でございます。例えば、市町村独自の制度でありますとか、県独自の制度、団体が実施する制度、様々でございます。

河合町におきましては、令和4年度、こちら所有者不明猫対策の実行元年といった形で位置づけてございます。いろいろな調査研究に努めながら、今後の事業展開につなげていきたいと考えております。また、その際には住民の方々、関係者の方々には広報のほう徹底させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このTNR事業ですけれども、今回参加されるということで大いに進めていてもらいたいというふうに思うんですけれども、この事業に参加するまでにはやはり地域の皆さんの努力があったかと思います。例えば、猫を保護して自費で手術をされている方、何人か知っています。そのような方とも協力して、その人たちの声も聞きながら進めてもらいたいと思うのと、また地域ねこの会の方との情報交換も十分される中で進めてもらいたいと思います。

私は、この事業に最初に注目したというか思ったのは、この猫ちゃんの380グラム以下の

小さな子猫ちゃんについては、即その日のうちに殺処分されるというような事実を知って、このままではいけないなって、本当に命の大切さも含めて、この事業に取り組んで、また子供たちにもそのことも伝えていきたいなというふうに思いました。

令和4年4月から加入されているわけですがけれども、私はできるだけ早急にしてもらいたいというふうに思います。なぜ、この事業を早急にしていかなければならないのかということで、令和3年、令和2年度については、殺処分される子猫ちゃんの数にはコロナの関係で少なくなったというふうに聞いていますけれども、そういったことも後を絶たない状況です。野良猫ちゃんが1頭いると、1回に5頭、6頭の子供を産むそうです。また、その子供が6か月たつと大人の猫になって、またその子猫が5頭、6頭の子供を産む、そういったことで年に3回そういったことがあるということです。この状況をほうっておくと、また個人の努力とかそれと地域ねこの会の方の日常的な努力が水の泡になってしまうようなことにもなりますので、ぜひ広報でも早急に進めてもらいたいと思います。

もう一つ、この急がれるという訳と、それと今回入っていただいて、1回、皆さんに知らせてそれで終わりやというふうなものではありません。例えば、90%が猫にそういった手術をして対応しても、あと10%の猫ちゃんがまた5匹、6匹の子供を産むということで、徹底してやっていくということも大切ですので、日常的な広報、また懇談会も進めてもらいたいと思うんですけれども、その地域の方で個人的にも自費でそういった対応をされている方、地域ねこの会の方との懇談というようなのは考えておられますでしょうか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） こちらの所有者不明猫対策でございます。

議員おっしゃいますように、こちら住民の方々のご協力が不可欠でございます。その中で、町といたしましても、行政といたしましても、いろいろな場面場面、また媒体を使いましての広報活動、一層努力したいというふうに考えておるところでございます。

また、ボランティア団体ですか、そちらの活動されている方々との懇談会みたいなお話だというふうに思いますが、こちらを我々いろいろ今後の事業展開する中の貴重な資料になるのかなというふうに考えておりますので、また機会設定のほうをさせていただくような形で我々も前向きに捉えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） よろしく願いいたします。

やはり徹底してやっていくという中で子猫を産まない、増やさないということにつながって、殺処分もする必要もなくなるということで、野良猫が嫌われている猫ちゃんにならない、住民の方と共存していけるような存在になっていくかなというふうに思います。

これも先ほども言いましたけれども、徹底的にやるということが大切で100%できたわというふうに思っても、また捕獲漏れ、その対応漏れの猫ちゃんが出てきたり、どこからとなく新しい顔の猫ちゃんが出てきたりということもあるそうですので、その都度素早く対応していく、そういった管理体制を整えていくということが欠かせないかと思っておりますけれども、その広報で知らせる、また懇談会もしていく、そのほかにもこういったTNR事業を進めていくための体制づくりも一緒に進めていただきたいと思いますけれども、その体制づくりについては環境のところではどんなふうに整えていくおつもりでしょうか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 体制づくりでございます。先ほど申し上げましたように、こういった事業につきましては、住民の方々のご協力が不可欠でございます。その体制といたしますが、例えば、行政だけではとてもやないけれどもできないといった背景も存在してございますので、いかに今後の展開ですね、住民の方々と寄り添いながら前進できるように今後考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

通告書にも書いていますけれども、こういったことを通じて、命の大切さを子供たちに伝えていくという活動、大切だと思います。斑鳩町ではそういったことを伝える学校へ出前をしていって講義をするというようなこともされています。全国的には猫ちゃんの絵本とかも作られて、その読み聞かせをしていく。本当に小さいときから命を大切にしていこうという取組もされているところも全国的にもあります。河合町においても、どのような取組をされているのか、されていこうとしているのでしょうか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 教育現場の中におきまして、命を学ぶ、その機会というのは、まず最近になりました、教科になりました道徳の時間、このような時間が命を学ぶ機会としては充てられておるところでございます。道徳のほうでは、学習指導要領の中におきまして、授業の中で取り扱うべき内容の中に、命の尊さ、自然愛護といった、このような内容がございますので、このあたりでしっかりとそのようなことを押さえていくようなことも今実際に行われているところでございます。

また、県のほうの施設なんですけれども、うだ・アニマルパーク、このようなものが県内にはございまして、このうだ・アニマルパークが命のプログラム、命の教育プログラムというものを実際に参加者を募集して実際にやっております、町内の小学校のほうも、そちらのプログラムに参加しながら、実際に現地に行って直接的に動物と触れ合いながら命の大切さを感じ、また向こうの職員が学校のほうに出前授業、今おしゃっていただいた出前授業で来ていただいて、張り子の動物を使って、その動物の重さを感じながら、命の大切さを考えるような、そういった授業、こういったものを行っていますので、そういったものを現在は実際学校の中でやっておるところでございます。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 主に、小学校の生徒を中心にされているのでしょうか。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 今申しました道徳の授業は小学校でもありますので、その中学校の道徳の教科書の中になんですけれども、捨てられた犬・猫でありましたり、迷子になった犬・猫などの題材を取り上げた、そういった内容の部分も掲載されておるところでございます。

そういった題材を学んだ後に、例えば、殺処分ゼロの運動ってどんなものがあるだろうかという、そういうより発展的な方向につなげていくような、こんな授業を中学校の中では展開していると、このようなことになっております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。ぜひそういった授業も継続して進めていってほしいというふうに思います。

具体的に最終確認というふうになりますけれども、例えば、この動物基金ですけれども、高田市とかでしたら寄附を集めているということもされています。無料チケットで手術をしていくというのは、やっぱり限りがあります。それ以外にも、そういった基金に対する募金を集める等のことも進めてもらいながら、河合町のその中で広報とか、自治会のニュースなどでしっかりと伝えていく、また地域の方との協力、情報交換というのも定期的に進めていくということで、先ほども言いましたけれども、その体制づくりというか、継続して取り組んでいけるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に地球温暖化対策のことについて質問をしたいと思います。

今、地球温暖化について、日常的にもいろいろと注目を浴びているところですが、先ほども言われましたけれども、C O P 26ということで1.5℃特別報告書というものが出されました。この1.5度の平均気温の上昇を進めていくということですが、1.5℃というのと2度という、その平均温度の差なんですけれども、どれだけの大きな差があるかということで、ちょっと参考に述べたいと思いますけれども、熱帯地域のサンゴ礁なんですけれども、1.5度の平均温度の上昇でも、その70から80%が死滅する。2度では99%が死滅するということをございます。ここで世界の人口の2割、80か国以上の方がそこに住んでおられて、その収入と食料をサンゴ礁に依存しているというふうに言われていますけれども、本当にその生活と密着した大きな影響を受けるということです。それに向けてトウモロコシのことも例にありましたけれども、僅か0.5の違いで2倍も、3倍も被害があるということで。

そういった中で、河合町としてもいろいろと対応されているようですけれども、その実施計画ですけれども、河合町ではどんなふうに進めていく予定でしょうか。平成23年から平成27年の第1次の温暖化対策のそのパンフレットですけれども、私は以前に、もう何年も前に目にしたことがありますけれども、それぞれの職場でそのパンフレットありますか。常にそういったことを見ながら、ここの職場では、河合町ではどうかということを考える、その何というか参考にされているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 第1次河合町地球温暖化対策実行計画でございます。

これ平成23年から27年と5か年の計画でございます。その中で、河合庁舎内、役場庁舎内で各部署におきまして、そのパンフレットがあるかどうかといったご質問でございますが、

ちょっと申し訳ございません。私のほう、把握してございません。また、確認のほうをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員、残り僅かですので、まとめに入ってください。

○10番（馬場千恵子） 僅かと申しますとあと5分ということですか。

○議長（谷本昌弘） はい、あと5分。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。

この第1次計画、27年までの計画ですけれども、それが済んだらもういいやみたいな対応かなというふうに思ってしまうんですけれども、これは継続していかなければならない課題でもあります。

この計画書ですけれども、北葛4町、近隣ではどのような動きになっていますか。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 北葛4町の中で、広陵町策定されたと。それと王寺町が、今年度策定されると。申し訳ございません。上牧町はちょっと情報のほうつかんでおりません。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ということですね。

河合町ではそういった計画をつくっていくという予定というかはあるんでしょうか。

○環境部長（石田英毅） はい。

○議長（谷本昌弘） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） こちらの計画の重要性認識しておるところでございますので、今後におきましては、補助制度の活用を含め、法律に基づく計画策定に向け研究させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 例えば、CO₂をなくしていく、少なくしていくということで、それぞれ職場で、河合町で具体的にどのようなことができるのかというのをそれぞれの職員が1つずつ挙げてみて、こういったこともできるのではないかというふうなことで意見を出し合う、アイデアを出し合うということも1つの考えだと思っておりますけれども、みんなが取り

組んでいかなければならない課題です。

先ほども言いましたけれども、僅か1度、2度上がるだけで大きな影響があります。これも、その長年、企業も含めて人間がつくり出してきたことですので、私たちの手で何とか収めていくというか、1.5度にしていくための努力、また計画も含めてしていかなければならないところですけども、これは1つの例でしかないんですけども、例えば、旧第3小学校のところに太陽光発電のパネルをつける、そういったことも含めましてやっていくということも1つの考えではないでしょうか。京都の自治体のほうでちょっと前に目にしたことがあるんですけども、公共団体のところに太陽光発電のパネルを設置している。これはその自治体の負担でやるのではなくて、住民の融資という形で進めていって、その電気を住民に返していくということで、町市ぐるみで温暖化防止というふうに取り組んでおられるというところも聞いた覚えがあります。

本当に一人一人がその取組、今回の6月号の広報にもありましたけれども、ごみの減量化の中で焼却炉の負担を少なくしていく、そのことも1つの方法だと思います。そういった些細な、小さなことは一人一人の努力で温暖化も抑えていけるというふうに思いますけれども、その具体的ところで、例えば、この27年の計画終わってしまったらそこまでじゃなくて、それぞれの職場にそういったパンフレットがどこかへ行ってしまったということ自体が、やっぱり取組の姿勢に現れているのではないかというふうに思うんですけども、早急にその新しい次に向けての計画をつくっていただきたいというふうに思います。

町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほど部長も答えましたようにというか、この問題、本当に今、日本も含めまして国際的にというか取り組む、そういう方向を確認する必要があるだろうということをお認めしておりますので、河合町としても実行すべき課題だと捉えております。

実行計画の策定に向けましても、しっかり調査研究して進めるということでございます。部課長会議とかいろいろな会議の中でも、馬場議員指摘されたようなこと、担当課のほうからも提案もございまして、今、各庁舎内でいろいろな取組、先ほど紹介していただきました。

私自身もそれを受けまして、今、役場に登庁するのは一応原則として歩いて来させていただく、徒歩で来ております。また、出張につきましても、町内及び近隣につきましても、軽自動車の利用ということでしております。それから、町長室に関しても、議員の先生方、入

っていただいたことあるかなと思うんですけども、南側、それからそういう飾り棚ですかね、そういう部分はある程度、消すなどのそういう節電に努めております。また、1人のときはもう少し電気というか、要らないところは節電とかしているんですけども、そういう取組、いろいろな課によって少し違うんですけども、職員もやっているということを知っておりますので、とにかく他人ごとではなくて自分が動くという、そういう意識改革も今後またしっかりこちらのほうからも呼びかけさせていただいて、地球温暖化に向けましては努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ありがとうございます。この計画をぜひ早急につくってほしいと思います。

このまま進めていきますと、本当に大変な時期に、ことになりまして、平均気温1.5度とか2度を超えるということが十分予想される、そうなりますと、さっき言いましたように、多くのところでの生活、世界の人たちの生活にも大きく影響するような事態にもなります。

そこで本当に一人一人の努力がこういったことも抑えていくということで、そのために河合町として、自治体としてもそういった計画を早急につくっていただいて実行に移していただくということは本当に大切な課題になってくると思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（谷本昌弘） これにて馬場議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

11時5分から2番目の方始めます、11時5分。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 5分

○議長（谷本昌弘） 再開いたします。

◇ 佐藤利治

○議長（谷本昌弘） 2番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） マスクを外させていただきます。

議席番号4番、佐藤利治。

通告書に従いまして一般質問させていただきます。

運転免許証返納について。

高齢者の自動車運転事故がよく報道されていますが、免許返納について河合町はどのような取組を行っているのか、また返納後との困り事を対応するための取組、そのことをどのように広報していますか。

強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施について。

令和3年6月定例会にて可決されまして予算へ計上していただいておりますが、どのような形で進展しているのか。また、税務改革プロジェクトチームの取組の進展、令和4年度決算のゴールをどのような目標で取り組んでいるのか、具体的にご教授ください。

以上、2点、通告書に記載どおり、担当部長よりご答弁よろしくお願い申し上げます。

再質問については自席にて行います。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 担当部長というご指名でございますが、1点目の運転免許証の返納について、安心安全推進課長から答弁させていただきます。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうから、運転免許証返納についてお答えさせていただきます。

高齢者の運転事故が頻繁に報道されているが、免許証返納についての取組、また返納後の対応についてどのように広報しているかについてですが、免許証返納については、ホームペ

ージでお知らせしており、返納に際しての申請手続や返納後の支援制度につきましても、奈良県警ホームページにリンクさせ周知し促進を図っております。

また、高齢者防犯教室等でも免許返納について説明し周知をしており、今後も継続して周知徹底していきたいと考えております。

以上です。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 2つ目の強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施についてですが、担当部長からの答弁ということですが、まず、担当次長及び課長のほうから答弁させていただきます。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは、外部監査の実施に関する部分についてお答えいたします。

個別外部監査に関しましては、河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例が制定された令和元年度の補正予算に計上して以降、毎年度の予算にその費用を計上しているところでございます。

昨年6月議会において強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議が可決されたことにつきましては、議会の意思決定として重く受け止めており、本年3月議会における予算委員会において町長が述べられたとおり、時期や内容などについて実施に向けた検討を進めているところでございます。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 私のほうからは、税務改革プロジェクトチームの取組の進展、それから、不納欠損処理に係る令和4年度の決算の目標というところで答弁をさせていただきます。

まず、税務改革プロジェクトチームの取組でございますけれども、こちら令和2年度から償却資産の適正課税に向けた未申告調査、これを目的に設置いたしました。国税のOBの任期付職員と専任職員1名を中心に固定資産税の担当者4名でこの課税を行いました。また、課税後につきましては、収税担当者とも連携を図りながら取り組んできたところでござい

す。

その成果でございますけれども、令和2年度では約5,390万円、令和3年度におきましては約990万円の成果というところを見込んでおります。また、令和4年度につきましては、償却資産の申告内容の精査を中心に取り組むとともに、個人住民税など他の税目につきましても、未申告調査を行っていく予定でございます。

続いて、不納欠損処理に係る令和4年度の目標についてでございますけれども、こちらは令和2年7月に定めました町税等に係る滞納処分の失効停止及び不納欠損処理に関する要綱、これに従いまして、滞納処分を進めて以降、不納欠損額は減少傾向にございます。

したがって、令和4年度につきましても、引き続き法令及びこの要綱に沿った滞納処分を行って、さらに不納欠損額を減少させていくべく業務を進めているところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、運転免許証返納についてちょっと質問を進めていきたいと思えます。

西和署管内で平成29年、近年からでも結構なんですけれども、過去令和3年からの5年間の間に2,217名の方が返納されているみたいなんですけれども、もしご存じでしたら、令和3年度は何名の方が返納されていますか。もし、その数字を知っておられるのであれば、その数字を見てどのように考えているかというのをできたらちょっと答弁いただきたいんですけども。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 佐藤議員からの質問ですけれども、令和3年度、奈良県下では失効者が6,183名と、経歴証明書については5,232名の方が証明書をもらっている。大体約50%の方が返納を知って経歴証明書を発行しているというところで、まだまだ50%ということで周知不足というところもありますので、これから広報広聴課と一緒に協働しながら、どういうふうな形で高齢者の事故を防止できるかという部分でサポートカーの限定条件ということで、今高齢者の事故が多いということで衝突被害、軽減ブレーキとか、ペダル踏み間違い加速抑制装置とかということも高齢者の事故を防ぐ1つの手段ですので、それも踏まえて広報していきたいと。

あと道路交通法の改正によって、令和4年5月から75歳以上の高齢ドライバーの免許更新に際しては、3年間に一定の違反があれば運転技能検査を受けるなど、いろいろとやっぱり防止に関しての周知はしていかないといけないというところで、あと#8080で電話していただくと、榎原の交通安全センターにつながるんですけども、そこで安全運転の相談窓口とかということで、それも含めて周知していきながら高齢者の事故防止に努めていきたいと、そう思っています。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ちょっと私の質問がへたくそやったんかも分かんですけども、西和署管内で令和3年何名の方が免許証を返納されているかはつかんでいますか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） すみません、申し訳ないです。

西和署管内ですと、425名の方が経歴証明書を発行されております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私も西和署から425名が返納していると聞いています。ここでね、少し問題意識を持っていただきたいんですけども、町がやはり免許証返納を高齢者の方の加害者にも被害者にもさせないという、そういう強い意識の下で取り組むのであれば、せめて警察機構に市町村単位での数字が分かるように、今この数字というのは仕事で生駒市内に勤めに行っている方、生駒署で返納された場合に生駒署管内の返納の中の1名にカウントされるんです。だから、その辺はうちのほうだけではちょっと無理なので、警察にしっかり要望していただきたい。ハードルがこれは高いと思うので、そのしっかりと町がどれだけその警察が進めている免許証返納を推進してきたかが分かるような数字をつかみたいということをしつかり述べていただいて、近隣の西和署管内の町と町の部署と連携を取っていただきたいと、私は思っているんですけども、その辺はどうお考えですか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 先ほどの佐藤議員おっしゃるように、やはり河合町でどれぐらい返納されたかという実績をつかむためにも、各市町村単位で返納者が誰やということ把握する必要があると思いますので、今後は西和警察署の交通課と協議しながら、そういう部分についても、市町村単位で人数把握できるように働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど課長のほうから答弁ありましたことの、もちろんど存じと思うんですけども、補足だけちょっとしたいと思うんですけども。運転の経歴証明書、これは失効されて、例えば、令和4年3月31日に免許証がなくなった方、期限が来て。その方は平成29年の4月1日以降、失効した方がこれは対象になります。だから、過去5年間遡れると。費用は1,100円プラス写真が免許証と同じ大きさの要ると。もし、警察署に何回も行けない交通事情の方は1回行くと費用がかかりますが、その自宅に郵送していただくことも可能です。これは更新なく亡くなるまで使えますので。この運転免許経歴書についてちょっと話ししていきたいんですけども、免許証返納については、やはり身分証明書になっているとの考えの方も多いと思います。これからはマイナンバーカード、今国が進めていると、その運転経歴証明書が代わりになってくると思われれます。返納後、運転経歴証明書を発行すると、奈良県、先ほども説明ありました。それと各市町村で多くのサービスを受けることができますが、河合町は免許証返納推進、高齢者を守る観点からどのような施策、また返納後の運転経歴書等を、先ほどホームページと言われていましたけれども、ホームページだけですか。どのぐらいの方が知っておられますかね。私は、今回この質問をさせてもらうまで知りませんでした。その辺はほかの方法は取っておられませんか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 佐藤議員のおっしゃるとおり、ちょっとホームページのみで、周知はしていない状況です。

佐藤議員もおっしゃられたように、周知不足ということはこっちも認識しておりますので、これからは広報広聴課と協議しながら、広報等にまた今も継続しているんですけども、高齢者の防犯教室でも周知徹底していきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 今回の質問の原点がここにあるんですけれども、返納された住民の方のお声なんですけれども、少し質問もありますので聞いていただきたいんですけれども。

ご婦人の方なんですけれども、信号が青になったのを確認して横断歩道を通行中、左折してきた乗用車にはねられそうになりました。体がすれすれに止まりました。高齢の運転手は驚いた表情で胸をなでおろしていました。このとき、交通事故の被害者になりかけていた私は、もし私が運転手だったらと身震いいたしました。昨年、少し早いと思いつつ、73歳で自主返納いたし車も処分いたしました。冷静に思い返すと70歳を過ぎたぐらいから年に2回ほど運転でヒヤットする場面がありました。心身の老化は避けることはできません。もし、自分が乗り続けていたら自分は加害者になっていたかもしれない。今少しの不便はあるが、返納してよかったと思います。

住民の皆様へしっかりと広報していただき、悲しい思いをする人が少しでも減るように努力していただきたい。広報して少しでも加害者や被害者になる人が減るために必要な施策は、広報「かわい」やホームページということのお答えがありましたけれども、それ以外はまだ考えてはおられないわけですね。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） それと、もし西和警察署に高齢者のそういう返納制度のポスターだりとか啓発品とかありましたら頂いて、どこか大型のスーパーだとか、そういうところで啓発活動をしていきたいなという思いは今のところございます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほどサポカー限定免許が、今回5月13日改正道路交通法が施行されましたので、説明がありましたので、それはちょっと省きますけれども、奈良県下でも、もう今年行われるんですけれども、75歳以上のドライバーに免許更新時、軽微な違反が1回でもあれば運転技能検査が義務づけられることになりました。奈良県で対象の方は75歳以上で違反している方2,000人ほどいてるみたいなんです。

内容は検査の実技運転なんですけれども、まだ見たことないんで、紙の上だけしか分かっていないんですけれども、私も。規定速度で走行、一時停止、右左折、信号通過、段差乗り上げの5項目ということが新聞に出ていました。ご存じと思うんですが、どのようにこの辺を広報していくのか。

また、先ほど発言いたしました急発進を抑える装置は国の補助とありましたが、既に終わっています。後づけの装置は車の車種により取付けができない車もありますが、対応できる車種であれば、民間企業の会社ですが、帽子のマークのところとオート何とかさんで調査いたしましたら、税込みで4万4,000円から5万5,000円ぐらいで取付けが可能とおっしゃっていました。河合町から補助を出したいとお考えはございませんか。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 今の佐藤議員の質問ですけれども、高齢者の事故をなくすために河合町独自でということなんですけれども、具体的にまだちょっとどれがいいねんというのをお答えはできないんですけれども、今後、佐藤議員とも協議しながら、どういうものがあるのか、町もどういうのが高齢者にいいのかということを検討して、改めてまたそういうものを考えていきたいと思えます。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 国レベルの話なんですけれども、警察庁の報告ですと、2021年に自動車やバイクで75歳以上の運転手が起こした死亡事故346件ということで報告されています。事故全体に占める割合は15.1%で、過去最高だったみたいです、2021年は。死亡事故の原因を見ると、ハンドル操作の誤りやブレーキとアクセルの踏み間違いなどが最も多い結果になっております。

明日、加害者になるかもと心配されているお方へ、現在の株式会社日本をつくっていただいた70歳以上ぐらいのご高齢の方へ少しばかりの感謝の気持ちを出すお考えはございませんか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 今ご質問のハンドル操作、ブレーキ・アクセルの間違い、そういつ

たことが非常に死亡事故につながっているという事例が頻発している。これは昨日ですかね、読売新聞の社説でも取り上げられておりました。

これにつきましての補助なんですけど、4万円から5万円ぐらい1件につきかかるのかなど。その方がお持ちの車種にどのように対応できるのかといった問題や、あと限定の免許ですね、その免許は後づけでは対応にならないように聞いておりますので、そのあたりの整理、そういったことをしながら、補助として適切なのかどうかというのを検討してまいりたいと思います。

○4番（佐藤利治） 議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。おっしゃるとおりです。私もそこが一番今悩ましいところでございます。

ここで改めまして、町長、副町長にお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

今、その運転の経歴証明書等でいろいろなサービスが受けられると。多分100人いたら多分5人もその内容は知らんと思います。事実、今日まで私知りませんでした。町長、副町長はご存じでしたか。

タクシーの多くが奈良県下では1割引、西和署管内ですからリベールのお好み焼き屋さん、飲食店、いろいろなところが大半が1割引、それと近隣町でも各町独自で斑鳩、王寺、三郷、平群、田原本、広陵、各町、免許を返納を推進するために独自の知恵を絞って、1つの例を紹介しますと、クオカード5,000円分、I C O C A 5,000円分、そういうふうな5,000円相当の物をやっているところがたくさんあります。ホームページですぐ出ますけれども、この奈良県下のやつが全て出ております。だから、それを基にやはりちょっとうちの町も知恵を絞って、その本当に住民の方が喜んでくれる、高齢者の方が。物を何かプレゼントされたらどうかと私は思っています。

ここで最後に一度だけ確認させてください。6月5日は先日、環境の日でございました。ご高齢の方が免許返納されたときに、いつまで遡るといってもありますけれども、この5年間やったら5年間でもいいと思うんです。1,000人も2,000人もいてません、河合町には。ご高齢の方が免許返納されたときに、町指定のごみ袋だけでも感謝の気持ちを含めプレゼントいたしませんか。費用は1人、燃やすごみ、燃やさないごみセットでも2,000円でお釣りが来ます。いかがでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 運転免許所有しなくてよかったことというアンケート結果がございまして、その中で、事故を起こす心配がなくなったというのが1番でございます。次に、車の維持費など移動にかかる費用が安くなったと。一番少ないのが、議員ご指摘の特典ですね。各種特典が受けられるというのが9.8%、一番少のうございます。これはですね、やっぱり周知が不足している。これは否めないのかなと考えております。

警察署が実施した別の調査でも、自主返納の支援制度を周知している、特典を周知しているかというアンケートがございまして、それによりますと、運転を継続する方のうち43%は特典は知っている。自主返納された方の49%が、周知が不十分ということで回答されております。

この事実というのは、やっぱりしっかりと受け止めて様々な媒体であったり、機会であったり、そういう中でしっかりと啓発に努めてまいりたいと考えております。

ごみ袋というご提案がございましたが、現時点では具体的にごみ袋になるかどうかというのは、お答えできませんが、他の効果的な支援策、I C O C Aのカードであったり、そういったものを提案できないかというのを今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私はI C O C Aでも賛成です。よその町と同じように5,000円入れてくれたら、万代で、I C O C Aでごみ袋、町指定のやつを2,000円以内で買って、残りはお小遣いにできると思いますので、喜んでいただけたらと思います。それで結構かと思います。

ただね、いろいろな今、部長のほうからデータの事、このぐらいの方が知っておられるという話ありましたけれども、でも、今日もご高齢の方も傍聴に来られています。終わったら入り口で一遍聞いてください、何人の人が知っているか。僕が調べた結果では、ほとんどの人知りません。私が知らなかったんです。今日来られている傍聴の方というのは、いろいろなそういう行政やら国の施策やら、注目されている方が多いです。その方の中で何人の方がそこまで知っているのか。簡単に言うと、これ奈良県下でやっているやつやから、ほかの地域でも使えるんです。ただそのタクシーでも言うたら、北葛城郡だけでも王寺タクシー、志都美タクシー、西和タクシー、株式会社愛和、そういうところがやっています。あとは先ほど言い合ったように、近隣ではここに名前出ていないのは、悲しいかな、上牧とうちだけ

ですわ。

だから、やっぱり隣の町が返納したらそんだけできんのに、そういうのを先ほどから何回も広報、広報という言葉が僕言うてますけれども、清原町長の肝煎りでやっぱり広報広聴課というのもあるんですから、アンテナを張っていただきたい。その辺のことを今日はいてはるんですね。広報広聴課の方は、できたら何かその辺で広報の仕方について、思うところがあったらちょっと発言、答弁をお願いしたいんですけれども。

○広報広聴課長（桐原麻以子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 桐原課長。

○広報広聴課長（桐原麻以子） 周知徹底などの方法についてということで、いろいろご提案ありがとうございます。

広報広聴課のほうでは、様々な自治であったり、社会の情勢に応じたものにアンテナを張り巡らせているつもりではおりますが、何分全面的に記事内容につきましては、原課とのやり取りで構成しております。

広報広聴課のほうで各種決定もしておりますが、基本的には現課からの掲載依頼あつての広報掲載になっておりますので、例えば、何とか月間であつて何とか週間、そういうものであったり、新たに発足される制度などにつきましては、こちらからの声かけもさせていただいてはおりますが、今現状おっしゃるように、河合町のほうでの高齢者の免許返納のことについての広報というところは、ホームページも広報紙面のほう、その他SNSのほうも不足している部分であるのかなというふうに受け止めております。

今後なるべく訴求力の高い、分かりやすい内容での発信というのに努めたいと思います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先ほど町長、副町長にお伺いします言うたんですけれども、部長がお答えしてくださったんですけれども、副町長、ちょっと手を挙げてはったみたいなので、できればちょっと。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 広報の関係なんですけれども、一般論ですが、例えば、今日、傍聴に来られている方々も、多分町政にもものすごく興味を持って考えておられる方なので、ホームページは隅々まで見られていると思います。そういう方でもなかなかいかに広報活動しても

それに実際、例えば、免許証を返納しようかなと考えている方は、そのページをしっかりと見られるんですけども、一般的には何かスルーしてしまうというのが主なことかな。先ほど森嶋部長が答えましたのは、返納に来られた方がどういうところで調べたかとか、もともと知っていましたかとか、いうアンケートで、それでもやっぱり40%から50%です。

ですから、広報が大事なこととは本当に承知です。先ほど佐藤議員がおっしゃられた危険な目に遭ったという方のお気持ちをおっしゃられました。そういう例えば、危険なのだと、危険と高齢免許証、ハンドルを握ることが危険と本当に表裏一体なんだというようなこととか、そういうことの重要性、そういうようなものを国政も、CMなんかでやっておられますけれども、国も。そういうようなことも、国のCMを利用して町でも広報していくということも大事だと思います。

ただ返納された方に何かプレゼントを、それから返納したらこういうええものが返ってくるというのも、それも1つの施策であると思いますが、それよりももっと自分たちが当事者であるという、そういうことを皆様方に知っていただく、そういう広報のほうが私はもっと大事なのではないかなというふうに考えております。

ただそう言いましても、そんなきれいごとだけではいきませんので、例えば、広陵町では1人1回限り、I C O C Aの5,000円分払うてるというようなことも聞いています。そういうようなことも参考にして、今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

参考例なんですけれども、お金かけずでも汗はかかなあきませんけれども、大阪の摂津市では、排ガスの削減と健康増進を掲げて、6か月以上放置されている自転車を免許を返納された65歳以上の方に整備をした後、譲渡していると、無料で。伺っております。やはり、これ聞いたときに、高齢の方に自転車あげてひっくり返らへんかなという心配もありましたけれども、知恵を使えばできることは多いと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で免許証返納の質問を終わります。

続きまして、税のほうに強制徴収公債権に係る不納決算処理の個別外部監査実施の件について質問していきたいと思っております。

先ほど4名と、ちょっと聞きにくかったんですけども、令和4年は990万を目標に進め

ているということによろしかったのかな。それと、私が見ている令和3年の組織図、これで行くとそのチームの横に岡本さんか誰かの名前1名だけの名前が書かれているだけやったんです。そこで、令和4年度の中にはちゃんとプロジェクトチームはこんだけの人が関わっているというのが明記されているのか、もしされてないんやったら、その理由を教えてください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） はい、失礼いたしました。お聞きづらかった、申し訳ないです。

990万という数字につきましては、令和3年度の成果でございます。現在まだ見込みの段階ではございますが、およそ990万というところでございます。

令和4年の目標といたしましては、償却資産のその申告内容の精査と併せて、他の税目、個人住民税などの他の税目につきましても、未申告調査を行っていくという予定でございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 昨年の数字、近年の数字というのは教えていただいて、回収率上がってきていると。昨年以上に力を入れていきたいと、おっしゃることごもつともです。

これはね、今から言うことというのは、昨年6月での状況ですが、借金である地方債131億円あって、前年度に比べて3億6,000万円増えています。もしこれが、私が前職でいた中小企業なら既に倒産しています。また、大企業と言われる企業なら、もちろん議員の私を含めて町幹部の皆様には厳しい言葉を使いますが、多分1年目は辛抱してもらっても、二、三年後には首を宣告されると、私は思っています。民間でないのは理解しているつもりですが、住民の皆さんも傍聴に来られています。もう少し今の現況をよく理解していただいて、責任、重みのある答弁をしていただきたい。

この先ほど言うた131億も借金があるわけですよ、去年6月の時点で。もう少しだけ丁寧に住民の方に理解してもらえる、このように取り組んで必死にやっているというのを頑張っで発言しませんか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 失礼いたしました。

税の部分、議員おっしゃられたのは地方債でというところでございます。私のほうから税の観点から、実際この滞納処分に関係する成果というところで改めて報告をさせていただけたらと思います。

まず、滞納額そのものでございますが、令和3年度につきましては、当初約3,800万円の滞納繰越分ということで調定がございましたが、3年度の決算報告もほぼ固まっておりますので、その後、3,800万のうち2,100万円を徴収することができまして、徴収率といたしましては55%を超えるような結果となっております。全体の徴収率につきましても、前年度よりも0.09%上昇しているという結果がまずございます。

その滞納処分というところでございますけれども、まず、差押えした金額につきましては、1,160万円ほどの差押えを行いました。そういったところも成果一つとして、こちらのほうで答弁させていただきます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここでちょっと改めまして、担当部長にお伺いします。

少し私の言いたいことの原点へ戻りたいと思います。不納欠損額の説明します。歳入予定のお金が調定後も何らかの理由で徴収が行われず、今後も徴収見込みが立たないとの判断の下、河合町が徴収することを諦めた金額です。私の今の説明で、部長、間違いございませんか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今言っている部分につきましては、実際にその調定、実際にお支払いいただく部分、調定の中でその支払いが行われなかったと。ただ指をくわえてそのまま流しているわけでは当然ございません。その内容につきまして、精査いたしまして、例えば、差押えの部分があるとか、そういった部分については、その方の生活状況にもよりますが、差押えをしていくとかいうような形で実施しているものでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 説明はいいんですけれども、私の言うてること間違いなのか、間違いち

やうんか、教えてくださいませんか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 実際にそういった形の差押え等を実施いたしまして、その部分でどうしても徴収ができていないというような部分について不納欠損という形で処理をさせていただいております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 合うてるんですか、間違ってるんですか、どっちなんですか、僕の言うてること。端的に一言で言うてください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 実際に徴収ができなかったというような部分については、佐藤議員のおっしゃるような部分になるのかというふうには理解します。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 続けます。

令和3年6月時点で不納欠損額と収入未済額と合わせた合計額が、町税で約5,900万、国民健康保険税で7,500万、介護保険料で1,100万になっています。このままでは行政サービスの低下、また国保や介護保険料の未収というのは、原点でもございます相互扶助という制度そのものの理念にも大きく影響しています。このような現況で税の公平性は保たれると思っていますか。予算まで組んでいるのに、なぜ外部監査を来月にでも、この4月からでも、5月からでもやらないのか。議会が住民の皆様のお声を全議員で進めようと決めたのに、やらない理由となかなか動かない理由、何かありましたら、やらずにして不納欠損の処理をどう減らしていくのか、もしすばらしい代案がございましたら、部長、この場でご教授いただきたいんですが。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほど総務部次長のほうから説明させていただいたと思うんですけども、公債権の不納欠損処理の外部監査ということで、この部分は実施に向けた形で検討

をさせていただくという形で答弁させていただいたと思います。実際に令和4年度で実施をしたいというような形で思っております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 誠実な納税者の方がたくさん河合町にもおられます。この現況を知って、今度から納税せいへんと言われたらどうお話ししますか。国の法律やから、あんただけでも納めてくださいと。その課税原因があるものに対してもっと執着を持って全てにかけるといのが税の公平性と、私は思っていますが、私の思っているのは間違いでしょうか。

○税務課長（松本武彦） はい。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 税の徴収、納税の部分でございますけれども、意識というところで。

令和2年度から私、税務課のほうへ移らせていただいて、徴収部門担当させていただいておりますが、まず理由なく滞納された方に対しては、先ほど申し上げたような差押え等の徹底、こちらさせていただいております。滞納処分という形で徹底させていただいております。また、納税が一度で困難な場合であれば、納税相談という形で分納であったりとかということにも対応はさせていただいております。ただその中でも、どうしても生活に困窮されていらっしゃるような方という方がいらっしゃいますので、そういったところ、この差押え等もできないような財産の少ない方につきまして、残念ながら不納欠損という処理を取らせていただいているというところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここで悲しいお話が1つあるんですけれども、ある地域の方が河合町の納税に対して5年間無視して逃げたらもう何も言ってこないよと、友人に自慢げにお話ししていたとの話をある住民の方から聞きました、1年ほど前にね。本当なんでしょうか。このようなお方をなくす方法はないのでしょうか。また、こういう事実を知ったときに、誠実な納税者から見れば、徴収が進まなく毎年の決算で不納欠損処理している町は滞納者の味方と思われるのではと、私は危惧して心配しています。大丈夫ですか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 今5年ということで、それは時効が5年というところで法律上制定

されているものがございますが、先ほどとも重複するところございますが、そういったところのないように、我々令和2年度から、私が着任してから取り組んでいるところでございます。

その結果的な部分で申しますと、不納欠損額、町税につきましては、平成31年、令和元年約358万ありましたが、令和3年度におきましては約136万と、およそ半分に減少させることができております。こちらを今後も継続させていきたいというところでございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここでちょっと、他の自治体で職員として29年間業務に就かれた先輩の方の講演内容なんですけれども、抜粋でちょっとお話ししたいと思います。質問も含まれますので。

これまでの市町村の税の現場は権限はあるけれども、それをきちんと使えてなかったと思っています。本人がこうおっしゃっています。こう言うと、我々は頑張ってきたと反論される方がたくさんおられると思いますが、特に市町村の徴収現場では権限を使い切っていなかったとしか言いようがないと思います。督促状を出した後、10日後に調査、滞納処分、差押えと、あなたの自治体では権限を使えていますか、と問われていました。河合町はどうでしょうか。また、督促状は何のために出すのか、端的にお答えください。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） その権限というところでございますが、町税吏員ということで非常に大きな権限を持って収税業務、徴税業務に携わっているところでございます。そちらしっかりと使える部分使いながら対応しておると認識しております。

督促につきましては、差押え等、滞納処分を行っていく上でも、まず必ず送付すべきものというふうに定義されておりますので、そちらのほうも発行して、その後滞納処分へと進めているというところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） もうちょっと端的に言ってほしかったんですけれどもね。要は、間違っていたら間違いですと言うてくださいよ。払わなければ、あなたの財産を差し押さえますよ

との予告状でしょう。10日以内に支払いなさいって、小っちゃい字入っていますわね、中に。それを過ぎたら差押えをしなければならない。選択肢じゃないんですよ。過ぎたら差押えをしなければならないで決まっているわけです。

その日から滞納という状況が確定して、その住民の方や裁判所の許可なく、預金を調査、引き落とし、車のタイヤにロックをかけて持ち帰り、競売、タンスの中から宝石を見つけ、公売で売り換金、滞納した方の財産処分を自由にすることができるわけです、町税吏員の人は。どのように河合町では具体的に行われていますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 税法上しなければならないというふうに書かれております。

まず、その対応でございますけれども、先ほども申しあげました差押えの実績といたしましては預貯金、それから給与、国税還付金、年金、生命保険、売掛金、あと出資金、それから自動車、これらの差押えを令和3年度は行っております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 差押えをやっているということは、もうやらなあかん、それ仕事なんでもうやっていただかんと、もっとやっていただかあかんと思っています。

それと、ここでちょっとご紹介したんですけれども、今手元に資料あるんですけれども。インターネットでこういう項目をたいたたら一番上に出てきますわ。千葉県の船橋市、当町とは人口規模も全く違います、64万人。ただ町税吏員の方はやっている仕事は全く一緒でございます。その中で、インターネットで誰が見てもすぐ見られるようになっているのが、その公金のみでございますけれども、その国民健康保険やら介護保険料、下水道使用料、そういうふうなものの合計の件数、移管者数の件数、それと差押資産、例えば、国民健康保険料であれば1,587件あったやつ、差押えへ入ってやったのが1,261件と、具体的にそういうふうに見える化図りませんか。住民の一人一人がクリック1回するだけで、河合町はここに今力入れていてこっだけ実績をあれしてやっていると、皆さんが、税務課の皆さんが汗をかいているということが分かってもらえるように、それはやったらどうかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員、残り4分ですので。

○4番（佐藤利治） はい。

○税務課長（松本武彦） はい。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 周知徹底と行っているところのアピール、PRというところでございますが、実際ホームページ上でそういった成果を公表していないというのは事実でございます。

ただ昨年の8月号の広報におきましては、償却資産の申告件数の強化であったりとか、差押処分の件数について公表させていただいておりました。こういった内容を広報だけではなく、ホームページ上でもこの税務課の町税強化の取組の一環というところでPRしていくというところは、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） ここでちょっと改めまして、町長、副町長にお伺いいたします。

今、自治体のほとんどの業務は困っている人を助ける業務と思うんです。家庭で言うなら母親です。税務行政が違います、家庭で言うなら父親の仕事です。嫌であっても決められたことだと言い切らなければならない。また、ルールを無視した人にはどうなるかも教えなければならないのは税務行政、厳しい言葉と思いますけれども、そういうふういろいろな本見ても書いてます。これは私がそういうふうに思っています。私も思っていますが、間違ってますか。また、町という小さな範囲では知縁、血縁などで縛られ、町の職員だけでは限界があると、私は思っています。国税局は職員を住んでいる地域に配置しないと聞いています。職員への多種、いろいろな圧力から職員を守るためにも、定期的な外部監査、外部の力を利用することが必要と考えますが、いかがですか。また、町在住の税務課のその職員は、何人いてるとかいうことを把握しておられますか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 何かからお答えしたらええのかよく分からないんですが、職員の配置は私を中心になってやっておりますので、どのような人間がどのようなところに配置されているかというのは熟知しております。

全体的に先ほど借財の話がありましたので、それからちょっとお答えをしたいと思うんですが、住民の方に安心と安全な生活を行っていただくということが、当然行政の責務であり

ます。それで、それに対して費用をどれぐらいかかるかというような予算を計上します。その際、スタートラインには財布には一切お金が入っていない状態から始まっています。しかし、サービスの提供はしなければなりません。

そこで、国や県の補助金、もしくはそれに足りないものがあれば、国が指定している事業であれば、それを申請すれば、国が後で交付税等で返していただけるような起債というふうな、これを借金とよく表現するんですが、一般的な借金ではございません。起債という枠でできます。それを実施して、翌年度、例えば、地方税とかいろいろな県税とか、それから行政は営利を目的とした団体ではないので、黒字になってもそれが全くの収入ではございません。

ですから、例えば、税金でありますとかそういうようなもので補填をして返していく、返していくということで、それで順送りをしていくんですが、平成7年、8年、9年、10年、11年、この辺のときにバブルの絶頂であったものがはじけました。それでサービスの提供は、河合町はその当時でも近隣に比べて道路は広い、スーパーはある、病院もある、いろいろなものがあるということで、住民に対してのサービスがほとんど行き届いていました。

しかし、それは余りにも、これが的確な表現かどうか分かりませんが、ひょっとしたらその当時、過剰にサービスを提供してしまったのかも分かりません。そして、例えば、こういうものに何かを建てる、あれを建てるということで、さきに用地を買収したものがございませぬ。それが、そういう外部の外郭の団体があってそれをしました。しかし、それが途中で頓挫して計画がなくなってしまった。そういうようなものも町のほうの借財として持っているというふうな状況がその当時起こりました。それが積み積み百数十億というふうなお金になっております。ただそれを少しずつでも返していくということで、財政健全化計画をつくって職員の給与カットとかいろいろなものに及んでやっておりますが、ただし、それが一気に、例えば、30億、40億減るというふうなものではございません。申し訳ございませんが。それでも、このサービスの提供は当然していかなければなりませんので、ただ清原行政、町長が着任して、令和元年、2年はできるだけ、そのお金のかかるような事業は控えておこうということで、最低限のサービスで事業を進めてきました。

その結果、今年度末では、例えば、財政調整基金では6億ぐらいの調整基金が積みそうです。河合町の財政約60億、年間の予算は60億でございます。今年は80億ぐらいになります。それは、コロナの対策で国からの補助金や交付税とか入ってきたことですが、その辺の約1割ぐらい、緊急のときに約1割ぐらいの財政調整基金が積みれば、その行政体

は健康な状態だろうというようなことが一般的に言われています。そこまで何とか回復してきたので、新しい事業に着手していきたいなというふうに考えております。

ですから、一般企業とよく言われますが、一般企業は営利を目的とされます、営利。営利がなければ、その職員の給料も払えないというような企業のシステムです。それがなければ、私たちはクビに、当然クビになってしまうでしょう、2年、3年、全くそれがなければ。それと財政のシステムが違うということだけはまず知っていただきたいと思います。

それから、先ほど河合町であつたら2、3年、4年逃げとつたら税金なんか払う必要ないでと何か聞かれたということですが、その方から直接それをお聞きになったのであれば、行政なり、警察に通報してください。そのような悪人を野放しにしてはいけません。そのことをさも一般的に河合町に住んどるやつはみんなそうやねん。それを得た私たち行政が逃がしといて、何ていうこっちゃというようなふうに聞こえます。そのような悪人がいるのかどうか、それが本当であれば、その悪人を通報してください。それが一般的に何かうわさで聞いたということはこのような公の場で風潮された、その言葉が独り歩きしてしまいます。河合町は特にそういうふうな、先ほどの借金でも130億借金あって、借金あって、つぶれそうや、つぶれそうや、それが独り歩きしてしまうような状況です。行政とそれから皆様方に、議員の皆様方とは一緒になって河合町を元気にしていくというような1つの目的に向かって進みたいと、私たちは常にこのことは考えております。

そのときに、先ほどのそのような例というのだけは、もしできれば、ご質問の趣旨にそういうようなものが必要であったのかも分かりませんが、できればお控えいただければと思います。

それから、職員がプロジェクトチームをつくって、例えば、税の徴収率を上げようということを生懸命頑張ろうとしてやりました。ただし、過去、もう20年、30年と滞納のあれがもろもろで、今も現在その相続人もいないような、そういうふうな税金がかなり残っていました。過去のことをなんかへつらうようで悪いんですが、そういうようなものを例えば、不納欠損にしない限り、滞納の徴収率は上がりません。徴収率が上がるということは、国が交付税の算出するときの算出のそういう基礎にもなります。ですから、当然もう徴収できないものは不納欠損にするということが、まずスタート、令和2年にやらせていただきました。

そして、その後、皆さん方からご指摘いただいたように、もっと勉強せなあかん、もっと勉強せなあかんということでいろいろなところを、先ほど先進の調査のお名前も挙げていただきましたが、そのようなところにも勉強に行かせていただいて、そしてかなり厳しい、具

体的に厳しい要綱を定めました。外部監査の方が入っても多分こういうようなところ、ご指摘されるだろうと言われるような要綱を定めました。その要綱に従って、職員が頑張っております。家へ来い、家へ来い、全部説明来い、説明に行ったら、その説明では私は分からん、理解でけへん、そんなんやったらもう税金納めへん、理解できないから税金納めないというような、そういうようなやり取りもしています。それで、例えば、ほとんど軟禁状態になったりとかというような職員が行って頑張っております。その結果、不納欠損の処分もかなり少なくなっております。そして、徴収率は僅かばかりでありますけれども、上向きに来ております。これはまた決算のときに詳しくご説明したいと思っております。

ですから、職員が何もしていないというような、皆様方に誤解を与えるような言葉はできれば慎んでいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 佐藤議員、残り2分ですのでまとめてください。

○4番（佐藤利治） 私は基本的に税の基礎を学んだことはありませんが、私が考えるいうか思っているところというのは、議員や住民の中には経営や税のプロフェッショナルな方おられます。

ここからは、その私の考えだけなんですけれども、そろそろ自力で結果は出さないと、もしそういう方のお力を借りて、また他の地方団体では外部監査実施以外でも、職員で無理な案件は、外部の回収することを営みとしている企業もあると伺っています。そういうふうなことを行ってみようとか、僕が言っているのは、ありとあらゆる手を打って、それでも知識持っている方にアドバイスもろて、あなた方やってんのは100%頑張っている、これ以上頑張らうないというんであったら、それでいいんですやん。そういう外部の目を入れようということ言うてるわけです。

だから、最後にもう一度確認させてもらいます。僕らは、もう基本的に思っているのはなぜ予算組んでんのに執行しないのか、先ほど答弁でも令和元年から組んでいると。まだ行われてません。ある町幹部の方が予算審議の中でおっしゃっていました。予算を組んでいるのは、必要なときにすぐ使えるように準備していると教えていただきました。

ここからは住民の方からいただいた言葉で言います。税の平等性、見える化をするのはいつから。奈良県から重症警報という恥ずかしいレッテルを貼られ、人口増あり得ない。人が来るどころか逃げていくやろ。今やらなくていつやるのか。もう来月からでも取りかかれと。もし、今じゃないと言うのならエビデンスを具体的に住民に話し、広報「かわいい」でお知

らせくくださいと言われました。どう答えていきましょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、予算措置に関することなんですけれども、予算と申すのは、1つの会計年度における、その収入と支出の見積りということで、我々その執行機関側で町長の担当事務とされておるところでございます。条例が施行して以降、個別外部監査に至る可能性があるわけですから、当然予算計上をさせていただいております。

それで、その実施はいつになるのかというご質問ですけれども、まず、監査の実施に関しましては、外部監査人の選任、そして監査契約の締結など監査に係る事務に加え、監査資料の作成など、監査を受ける職員の負担というのにも考慮する必要があると考えております。

したがって、このような考慮の上、ほかの業務の状況などを勘案いたしまして、執行機関としての適切なタイミングでやっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

○副町長（田中敏彦） 私のほうから若干補填させていただきます。

令和2年度、皆様方からいろいろご指示をいただき、償却資産の適正化で個別外部監査をいれさせていただきました。ただし、それから3年ぐらい前からそれに取り組んでまいりまして、かなり結果が残せそうなきに外部監査が入りました。そして、5,000万以上の効果を得られました。これは非常に素晴らしいことだと思います。ただそれにも予算、それから職員のいろいろ時間とかもかかっております。

ですが、その個別外部監査がそういうふうな素晴らしい結果を生むというような事例が1つありました。ですから、それに伴って、河合町が今、佐藤議員もおっしゃられましたよう、職員がもう精いっぱいやったけれども、もうこれ以上どうしようもなくなったと、そういうようなものについては、その外部監査というような制度も使ってやりたいなということで、それをやろうと思ったときに予算がなければ実施できません。ですから、その償却資産の適正化の非常にいい例を前提として、予算はしばらくは組んではおります。

ただ先ほど申し上げました、その不納欠損処分についても、もう職員がもう精いっぱい、これまでやり切ったなというような気持ちがあります。ただ外部の方のご意見をいただき、それをより適正化させることも重要だろうと考えております。

参議院選挙等も控えておりますので、その選挙等が終わって少し落ち着いた時点で再度検討してまいりたいと思います。よろしくご理解ください。

○議長（谷本昌弘） これにて佐藤議員の質問を終結いたします。

再開は13時30分、この時計で13時30分から再開いたします。

休憩 午後 12時 15分

再開 午後 1時 30分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（谷本昌弘） 3番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、長谷川伸一。通告書に基づき、4つの事項の質問をいたします。

質問事項1、公共施設の管理運営について。

1、令和4年3月の財政健全化計画改定版には文化会館は図書館を除き休止の検討となっております。また、今年度中に方針を出すとのことでもあります。そのため、河合町立文化会館あり方検討委員会が設置されました。

（1）委員会の提言からどのような手順、日程で方針が決定されるのでしょうか。

（2）図書館を除くとなっておりますが、旧三小跡地への移設は検討されなかったのでしょうか。

（3）休止となった場合、どのような状況に休止は解除されるのか教えてください。

2、福社会館豆山の郷についても休止の検討となっており、なぜ、来年度中までに検討するとなっているのでしょうか。ご説明ください。

3、各種計画のPDCA、プラン、ドゥー、チェック、アクト、日本語では計画、実行、評価、改善サイクルについて質問します。文化会館については平成29年3月の財政健全化計

画の見直し版にも同じ内容で計画され、同じく公共施設等総合管理計画の概要では平成30年度までに方針を示すとなっております。このように計画が進まない原因はどのように考えているのでしょうか。

質問事項 2、県域水道一体化について。

昨年1月25日に奈良県と参加表明している27市町村との間で令和7年度の事業開始を目指す県域水道一体化の覚書締結が行われました。その後、約1年半ほどたっています。今までの県や市町村との協議の内容や事業計画の進捗状況について質問します。

(1) 広域水道企業団設立準備協議会は今までに何回開催され、町側からどなたが参加されていますか。

(2) 3月からの奈良新聞の記事によりますと、県と奈良市の考えにかなりの相違が生じているようですが、その後県と奈良市の間で議論は進められているのでしょうか。

(3) 奈良市が不参加となれば県域水道一体化事業の計画は頓挫をきたすことを危惧しますが、町はどのように考えておられますか。

(4) 河合町として令和5年度以降の河合町独自の事業計画は立てているのでしょうか。県域水道一体化に参加した場合と不参加の場合を想定した事業計画は策定していますか。もし、していないとならば、計画を立てる考えはありますか。

(5) 県域一体化すれば河合町の水道料金の試算と町の水道施設の更新事業などはどのようになるのでしょうか、ご説明ください。

質問事項 3、コロナ対応地方創生臨時交付金充当事業について。

去る5月17日に議会に報告がありました臨時交付金約6,900万に関連しまして質問します。この交付金はコロナ禍における原価、原油価格、物価高騰対応分として給付されます。河合町公共施設内の照明器具などのLED化はどこまで進んでいますか。各自治会の外灯などのLED化の進捗状況も教えてください。町としてこのほかにどのような事業を今検討しているのかご説明ください。

質問事項 4、都市計画マスタープランについて清原町長にお尋ねします。

令和元年度に町長就任後、いまだに都市計画マスタープランが町民に公表されておられません。河合愛AI構想、町の総合計画、上位計画と整合のために見直し、改定を行っているとの理由で今日に至っております。町長のキャッチフレーズ「やれるところからやっていく」ですが、やるべきところからやっていくといったお考えはないのでしょうか。なぜ、3年以上も時がかかっているのでしょうか。どのような理由によりこのように遅くなっているのか

詳しくご説明をお願いします。

再質問は自席にて行います。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは1番目の公共施設の管理運営についてというところで、その中の1と3の文化会館、図書館に関わる部分について答えさせていただきます。

まず1つ目の文化会館あり方検討委員会の方針の決定、あり方検討委員会の提言を受けての方針の決定の手順あるいは日程ということですが、まず、5月19日に文化会館あり方検討委員会の第1回会議を開催し、現状の説明を行いました。その上で委員会内での分析を行い、最終的には町長への提言が行われます。この提言を受けて、町としてもあり方を決定し、町民の皆さんに提示していく手順になります。日程につきましては、確定していませんが今年度中で町としての決定を目指しています。

続きまして、図書館の旧第3小学校への移転は検討されなかったのですかということですが、図書館につきましても移転やその他の形態を検討しております。旧第3小学校内には十分な空間を充てることができず、代替施設がないことから、現在のところ図書館については現状で残さざるを得ないとの考えから、図書館を除くとなっています。ただし、代替施設があれば文化会館全体の休止あるいは廃止も視野に入れることで検討の選択肢が広がると思っております。

続きまして、休止した場合どのような状況になれば解除されるかということのご質問ですが、休止した際の解除につきましては、財政健全化の見込みが立ったときになるかと思いますが、まずは文化会館在り方検討委員会の提言を受けて、町としての方向を決定する際に再度検討することと思っています。

続きまして、各種計画のPDCAについてというところで、文化会館の検討、方針を示すのが遅れている部分につきましては、文化会館の休止の検討が遅れた要因として、検討を進めるための具体的な条件の整理ができていなかったこと、特に住民サービスに直結するため、休止の条件として考えなければならない適切な代替施設が明確になっていなかったことが挙げられます。また、文化会館の今後のあり方を検討するための組織がなかったことが要因として挙げられます。このたび旧第3小学校跡地の利活用により文化会館で利用頻度の高い小ホールや研修室の代替機能が確保できる見込みが出てきたところで、今後30年間文化会館として適切に運営をするのに必要な経費を明らかにするため、昨年度長期修繕計画を策

定し、検討材料を整えることができました。今後は5月に立ち上げました文化会館あり方検討委員会において集中的に議論し、具体的な検討を進めていただいた上で決定していくというふうな方向で考えております。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは1番の公共施設の管理運営について、2番の福祉会館豆山の郷についても休止の検討となっており、なぜ、来年度なのですかという質問に対して答弁のほうをさせていただきたいと思います。

現在豆山の郷はワクチン集団接種会場として利用しております。第7波の感染拡大が懸念される中、河合町で大規模なワクチン接種ができる規模の会場は豆山の郷をおいてほかにありません。コロナの先行きが不透明な中、現時点で休止と判断するのは時期尚早であり、住民の皆様健康を守るためにかえって休止はデメリットになると考えております。豆山の郷の今後についてはコロナの後を見据えて随時協議をしております。やむなく休館となった場合も住民の皆様にご迷惑がかからないように代替施設等も含めて検討している最中でございます。

以上です。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 上下水道課より2、県域水道一体化についてお答えします。

1つ目の質問、広域水道企業団設立準備協議会では今までに何回開催され、町側からはどなたが参加されていますかのご質問ですが、協議会につきましては町長が出席する設立準備協議会が3回、部長が出席する幹事会が4回、課長が出席する全体部会が4回開催されております。

2つ目の質問、県と奈良市の考えにかなりの相違が生じているようですが、その後県と奈良市の間で議論は進められているでしょうかというご質問ですが、議論を進めるため6月に市長が出席される協議会で奈良市水道を含めた県域水道の将来や、奈良市から出されている論点について新たに市長の部会を設置して議論されます。

3つ目の質問としまして、奈良市が不参加となれば県域水道一体化事業の経過が頓挫すること、頓挫をきたすことを危惧しますが、町はどのように考えていますかのご質問ですが、

県域水道一体化は奈良県の水道施設の老朽化対策と人口減少、高齢化に伴う水道需要減少に対応した経営効率化を行うために極めて有効な手段と考えております。令和3年1月25日に県27市町村奈良広域水質検査センター組合で締結した水道事業等の統合に関する覚書に基づき、令和6年度までの企業団設立、令和7年度までの事業開始を確信しております。

4つ目の質問としまして、河合町として令和5年度以降の町独自の事業計画は立てているのでしょうか、県域水道一体化に参加した場合と不参加の場合を想定した事業計画を策定しているか。していないとならば、計画を立てる考えはありますかとのご質問ですが、令和5年度以降の事業計画につきましては、令和4年度に河合町水道管路耐震化更新計画を策定いたします。

なお、県域水道一体化に不参加の場合の事業計画を策定する予定はございません。

最後に5つ目の質問、県域一体化すれば河合町の水道料金の試算と町の水道施設の更新需要などはどうなるのでしょうかというご質問ですが、令和3年12月に実施された県によるシミュレーションによりますと、1トン当たりの供給単価は事業統合開始の令和7年度で178円、単独経営で209円、31円の上昇抑制効果となっております。更新事業につきましては、町の策定方針に基づき、企業団のほうで整備していくことになります。

以上です。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうからはコロナ対応地方創生臨時交付金充当事業、また、LED化の進捗状況についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう国から原油価格、物価高騰対応分の創設が示されたところです。本町が実施する事業につきましては、今回の交付金創設の趣旨にのっとり、物価高騰等に直面している生活者や事業者の負担軽減につながる取組としまして、近隣町とも協議をしながら水道料金の基本料金の免除や子育て世帯への支援などを検討しています。また、ご質問いただきました公共施設内の照明器具と各自治会の外灯のLED化につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金を充当できる事業には当たらないと考えております。

なお、LED化の進捗状況ですが、本庁舎の照明器具のLED化につきましては、一部完了している部分もございますが、残りの部分について本年度に予算措置をしており、年度内

に実施に向けて準備を進めているところです。また、各自治会の外灯のLED化については、蛍光灯であった外灯全てをLED照明に整備済みでございます。

以上です。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうから都市計画マスタープランについての答弁につきましては、私のほうから答えさせていただきます。

本町の都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランは、町の現状や社会情勢の変化などにより、平成29年度から改定作業に着手し、平成30年度末に改定案を作成しました。都市計画マスタープランの改定作業が現在継続している理由としては3点ございます。

1つ目は河合愛AI構想との整合性を図るため、2つ目は奈良県により令和4年5月6日に都市計画決定された大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合を図るため、3つ目は社会情勢の変化に対応するため。以上の理由により改定作業に時間を要しております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質問に入る前に一言申し上げます。

質問事項4については直接清原町長に質問させていただきました。どのような理由によるものなのか分かりませんが、代わりに担当部長から答弁いただきました。非常に残念に思っております。

では、再質問に入ります。

質問事項1の公共施設の管理運営について、（1）の関連で質問します。

ご答弁ではこのあり方検討委員会で方針を提言してもらい、町長が在り方を決定する、方針を決定するというのは今年度中に決定となっておりますが、今年度中というのも3月末までぎりぎりになるのでしょうか。その点、ちょっと詳しくスケジュールを教えてくださいませんか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まだ、あり方検討委員会のほうが1回目、2回目というふう
に会議が進んできたところで、これから本格的な議論になっていくかというふう
に考えております。その中で今年度中のできるだけ早いうちにと
いうところしか、今のところは言えないかなと思うのですけれども、なる
べく早いうちにその提言を受けてという方向で進んでいきたいというふう
に考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） あり方検討委員会ですが、5月19日に1回目、6月1日に2
回目行われました。非常に活発に、頻繁にやっていただけるものと期待して
おりますが、現在今あり方委員会としましては、月何回ほどやる、実施
するお考えなのかご説明ください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） なかなか委員の方々もお忙しいというところ
もありますので、その日程調整が必要になってきますけれども、一月に1回、
それよりも早く行えるようであれば、そういったペースで行いたいという
ふう
に考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。月1回と言わず2回で、でき
るだけ熟議、徹底的議論を協議していただきたいと思
います。

次に、あり方検討委員会の構成委員の数はどのような団体からの人選とな
っていますか。

ちょっと詳しく教えてください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず人数についてなんですけれども、10名とい
うことになりま
す。議会議員のほうから2名入っていただいております。それから、総代自
治会長会の代表と、あと、老人会連合会、それとPTA連合会。各種団体の中
で文化協会、すみません、あと、社会教育委員の代表、そういったところ
になります。

以上です。

○教育委員会参事（山本 剛） はい。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） ちょっと補足だけ。すみません、補足だけさせていただきます。

委員は課長が申しましたように10名で、今申しました中に商工会の会長様が抜けておりましたので、その方を含めた10名だということですのでよろしくお願いします。

もう一度、すみません、10名確認させていただきます。

教育委員会から代表して教育長のほう、町議会から2名の方、総代自治会長会の会長、文化協会、商工会、社会教育委員、老人クラブ連合会、PTA連合会、それぞれの会長、代表者の方、そして、町の行政職員が1名と計10名となっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回5月19日1回目の委員会が開かれたのですが、この会議は公開形式でしょうか、非公開形式なのか、また、会議録が町のホームページに発信されますか。その点、ご確認ください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 現在非公開の形で行っております。また、会議録につきましても、また今後の検討とさせていただきます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今後の検討と言いますと、もちろんあり方検討委員会に諮るといふことなのですが、委員長はどなたが委員長をされているんですか。教えてください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 教育長です。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 教育長でしたら、また、教育長とよく協議をしていただいでよろしく
お願いします。

また、1点、この件に関しまして。5月19日に1回目の会議が行われたのですが、その前
に町のホームページで、例えばこういう会議を設置しましたというアナウンス、公表はなぜ、
しなかったのでしょうか。その点ご説明ください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） この点につきましては、ちょっと要綱を定めましたが4月の
末近くでございまして、その後少し日程的に急な部分もありましたので、公表しておりませ
んでした。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今7日現在もまだ全くこの在り方検討委員会の記事は町のホームペー
ジに載っておりません。その点、もうこれ以上は質問しませんが、よく考えて報道をお願い
します。

次、（2）図書館を除く旧三小跡地への移設を検討されなかったという件ですが、町長にお
尋ねします。町長はこの図書館を除くといったことはもう、正式に決めておるのでしょうか。
まだ決まっていないのでしょうか。その点ちょっと確認、教えてください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） まだ、正式には決定しておりません。先ほど言いました在り方検討委員
会の中でいろんなご意見をいただきまして、どういようにしていくかということが方向を
示せると思っております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今まで第3小学校への施設を利用することを検討したとはご報告いた
だきましたが、今第3小学校の図面、平面図、校舎の平面図を見ますと、管理棟で何ぼです
か、22ぐらいの部屋があります。真ん中のB棟で18のクラスがあります。Cと北側のクラス

で調理室を省いて、4クラスあります。かなり数としては多いのですが、やはり、図書館のスペースを移転することは無理と判断されたのでしょうか。その点ちょっと教えてください。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） 今回の第3小学校の利活用におきましては、図書館も今後の文化会館の方向性にかかわらず、いろんな問題を抱えているというところで、そのバックアップではないですけれども、いろんな検討は広くしてきております。その中で図書館機能を受けられるかどうかという確認は当然しております。その中で町が思い描いております利活用計画をはめ込んでいった結果、今の現在の図書館の広さというものは確保できないというところで現時点ではそのような結果となっております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 現在のまほろばホールの敷地面積は何平米ありますか。また、図書館のスペースですが、1階と2階、2階は自習室とかがあるのですけれども、そこを含めての床面積、もし、ご存じだったら教えてください。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まほろばホールの敷地面積ですけれども、たしか、6,199であったというふうに記憶しているのですけれども、ちょっとその中で、図書館の床面積についてはちょっと記憶していませんので、すみませんがまた調べて報告します。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、よろしく申し上げます。議長。

○議長（谷本昌弘） はい。

○7番（長谷川伸一） 次に（3）全館休止、図書館も入れて休止となった場合、どのような基準で休止解除の判断をするというと、財政が健全化のめどが立てばということなんですけれども、例えば、数値的にも何か基準があるのか、もし、あれば教えてください。財政指数。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 指数が幾らになったら改善の見込みだというようなことはないのですけれども、毎年の収支をまず改善させないといけないということがございます。その中で

経常収支比率という数値がございますので、この数値を見ながら判断の一つとしてしていくことになると思います。また、あと基金の残高、これも一定額確保することによって必要なときに機動的に財政支出をできるような状況をつくる、こういったことも必要になってくると考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この点に、この件で関連しまして、令和3年の2月に、昨年2月です。中和・西和というところ、3市4町、葛城市、大和高田市、香芝市、広陵町、上牧町、王寺町と河合町、合計7自治体での広域連携における公共施設、これ、体育館と文化会館の共同利用に関する促進事業成果報告書が令和3年2月広陵町から発表されております。

こういったことをよく資料を見ますと、河合町の施設、文化ホール、文化会館、まほろばホールと体育館についての施設評価の結果を言いますと、これ、評価は4段階になっておりまして、一番悪い、低い順から在り方検討、これは用途廃止、機能移転を前提に検討、2番目に悪いのが更新検討、再整備の中止、統廃合などを前提に検討、3番目は利用検討、用途変更、複合利用などを前提に検討、4番、継続運用、継続的に運用を前提すると。こういう評価になっております。それを見ますと、河合町の施設の評価は、まほろばホールは最低のランクで、在り方検討となっておると、非常にこれは問題視しておりますとなっております。近い将来こういうふうになり共有化、共同利用になりますと、ここに河合町民は上牧町のペガサスホールや王寺町のやわらぎ会館などを使わせてもらわなければなりません。ここでまた、町の魅力がますますなくなっていくますが、この点清原町長はどのような対策、計画などを考えているのか、ご見解をお示してください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 私もその会議に1回参加させていただきました。前橋工業大学の先生は机上のプランで先ほど言っていた旧北葛と大和高田の各施設をちょっと見直すということの会議でございました。その私たちが入っている旧北葛と大和高田市の面積と、多分埼玉県の川口市がほぼ同じ人口でこちらのほうでは各市町に文化会館なり、それから、体育施設と各1つずつ存在しております。

それに比べまして、多分川口市のほうでは大きい体育館を2つ、それから、文化会館が多分2つぐらいで十分機能している。ましてや、大ホールについては、川口市でも、やはり、

なかなか回転がうまくいっていないような報告もあったと。そういうふうにならなくて、記憶をしてございます。

私のほうからそのとき、手を挙げて言わせてもらいましたのは、各町でもファシリティマネジメント、河合町、広陵町も各町の中で、やはり老朽化しているところもございまして、そういうこともしているの、提案として手を挙げさせてもらったのは、各町のそういうファシリティマネジメントをしっかりと考慮していただきまして、今後の検討をお願いしたいということで意見を言いました。

そのときは、本当のこの机上の案ということで、その前橋工業大学の先生が案をつくって、こういうことだということでお示しされました。それはさっき、長谷川議員がおっしゃった、そういうことでもございました。だから、その後、管財課中心にそういう会議、参加してございますので、ちょっと経過についてはちょっと、私のほうでは今、どのような話進んでいるかということは承知しておりません。ただ、初めはそういう感じで、ご意見、意見だけ述べさせてもらって、そういうことを考慮してこれから論議を深めていただきたいということで強く申し上げました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 町長、机上の議論ではないのですよ。これは机上の。これは広陵町のホームページに載っている、六十何ページあるんですよ。その資料を見ますと、各駐車場の数とか現場のあれを書いて、交通アクセスの利便性も書いて、このようにA B C Dのランクできっちりやっているんですよ。それを机上とではなくて、部下に与えてあなた自身が読んで、よく読んで頭の中で河合町の公共施設をどうすればいいかということをお考えになっておられますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほど私のちょっと言い方で、机上と言いましたのは、その学者の先生はその基本プランというか、それをつくってこられまして、そこへそういう学者の先生のそういう方法性というか、そういう形で示されましたので、私はそうではなくて各町のそういう今行っているファシリティマネジメントもしっかり考慮していただきたいということで申し上げました。

今議員がおっしゃっているように河合町の中では施設が本当に老朽化しております。それ

を何とかしないとイケない。例えば、中央公民館にしろ、中央体育館にしろ老朽化していますし、これから南海トラフとかいろんなそういう問題も出ております。町民の方の活動の場で命が奪われるということは、一番もう本当に不幸なことですので、それを何とかしようということでもちゃんと認識しております。そういう流れで公共施設の管理運営についてということで、担当のほうから答えさせてもらっております。そういうことで、ちょっとご理解願いたいと思います。

先ほどの私の言い方は、勝手につくっているという意味ではなくて、ちゃんとそういういろんなことを考慮して出されたのですけれども、もっと各町の実情をしっかりと把握してくれという、そういう意味で先ほど話をいたしました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） この広陵町から発せられた事業成果報告書についても議会側に一言も説明はございませんし、報告いただいていません。たまたま広陵町のホームページを見てきっかけで何か月前かに私、見つけたんですけれども、町の姿勢としてはどなたがこれを担当されているのか。なぜ、議会側にもこういったことを今審議していますよということなぜ、報告、報連相として報告していただけないのでしょうか。その点ちょっとご説明ください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 多分今までの一般質問の中で公共施設の在り方というか、ファシリティマネジメントのことで、流れとしましては多分私のほうからもこういう流れで県が中心になって今集まっています。そういう話をしていますということは報告させていただきました。ただし、今議員がおっしゃっているようにちょっと詳しい中身についてのご提示というか、議員の先生方にはちょっと怠っている部分はあったと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今後改めてください。よろしくお願いします。

今回図書館の移設に関して代替施設がないということで、今のところないということで聞いておるのですが、これ、実現可能かどうか分かりませんが、総合福祉会館豆山の郷に図書機能を移すということは可能なのでしょうか。教えてください。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 豆山の郷の施設に図書館を移行できるかどうかというのは、ちょっと調べていない段階でございますが、行政施設として使っている部分ではございますので、そういったところの今後の使用の在り方についても議員ご提案いただいたところで、また検討させていただいたらいいのかなと思っております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 縦割り行政が国も県も町もありますから、福社会館は福社会館の役務、業務ということに限定されるかと思いますが、この際河合町は、やはりいろんな対策を検討していただいて、できるものなら可能にさせていただいて、例えばまほろばホールを、ごめんなさい、豆山の郷をもっと充実できて、この20年、30年間使えるようにするためにも図書館を移すのも一案かと思っておりますので、その点、今後検討してください。

その次に3番目、質問事項1の3について、PDCAサイクルについてなのですが、これ、今までいつも計画を出されているのですが、表現では何年まで検討する、検討するとなっていて、今回公共施設等総合管理計画の概要をもって読みますと、平成30年度までに小中学校、文化会館、総合福社会館などを優先的に方針を示すとなっておるのに遅れた理由をもう一度詳しく教えてください。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） 今議員がおっしゃられましたように、当初計画におきましては平成30年度までに一定の施設の方向性を示すということで明記はされております。ただ、その中では今まで達成できたものというのも当然ございますが、文化会館、福社会館、町民プールのことをおっしゃっていただいていると思うのですが、ちょっとこのあたり、当然個別施設計画のほうは完了している状況ではありますが、今後の活用というところの最終的な判断というところがまだ、そこに至っていないというところでご理解いただきたいと思っております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質問事項1につきましては、もう、大体まとめに入ります。

今回見ますと、やはり公債費の先送りとか行政施策の始業が非常にスローです。マラソンランナーで例えれば、恐縮なのですが町行政は周回遅れの選手のような気がしてなりません。今後もっと迅速に処理を、業務遂行をよろしくお願いします。

次に、県域水道一体化について再質問します。

上原課長から（１）についてご説明いただきました。理解できました。今回奈良県と奈良市との意見の相違につきまして、３月から５月上旬から今、今日現在の新聞においても、各記事のニュースが出ています。今日も新聞に載っております。読ませていただきました。非常に県と奈良市の間で見解が、ギャップがひどく、これ、非常に大きな問題とっております。やはり、奈良市は県の一体化の約３分の１ぐらいの給水場を要する、キャパを要する重要な都市でありますので、離脱は絶対にしてはならないというふうに私は考えておりますので、ここでお願いします。河合町長として、首長としても今後こういった協議会に、奈良市のほうに参加のほうへ積極的にやって、前向きに会議していただくように声かけすることは考えておられますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 実は昨日というか、広域水道というか、これに関しましての会議がございました。今議員おっしゃったようにちょっと奈良市とうまくいっていないというところで、今週の木曜日、午後に昨日決まりましたのは、市長会からいつ、５人か６人、ちょっと今資料は下にあるのですけれども、代表、それから町村会の代表もそこへ入りまして、４つぐらいか５つぐらいの町なので、北葛からは１人とかそういう形なんです。それで、そこに奈良市、入っていただいて、そこで忌憚のないそういう論議をしようということで、昨日そういう分科会というのが決定いたしました。今週の木曜日、早速それをするということで、奈良市長もおいでになって、その中で協議を深めていくということになりましたので、今のことをちょっとお知りおき願ったらと思います。

○７番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○７番（長谷川伸一） 首長初め、町長初め、積極的に他市町村の方にも声をかけていただいて、この一体化について徹底討議、お願いします。今回上原課長からご説明いただいて、資料も私、ホームページから取っている、県のホームページから取っているのですけれども、河合町の一体、ごめんなさい、一体化後の給水原価と給水供給単価の試算表についてですけ

れども、お聞きします。

今回、河合町は約1トン当たり200円で今、給水単価、供給単価になっておられると思うのですが、今回統合後は178円になりますと、約三十何ぼですか、二百、ごめんなさい、210円から178円ですから、消費税別ですから32円下がるのですけれども、この表を見ますと10年後には現在の、かなり上がってきて、30、ごめんなさい、30年後には241円となっております。この試算を見ますと、非常に、なんというんかね、奈良市もよく言われていますように県との見解の相違はこのシミュレーションが甘い、非常にインフラの整備の単価も工事費も甘いというふうになって、かなりギャップがあると聞いているんですけれども、お願いとしましては担当の方初め部長も町長も試算表が出ますと、その根拠となるものをよく精査していただいて、検証していただいて、この協議会、全体協議会に意見を述べていただくようお願いいたします。

実は、なぜこういうことを言いますと、河合町だけが割り勘負けしないように、町民に少しでも負担をないように、増えないように交渉してくださることが、河合町ファーストの気持ちで交渉していただくようによろしく申し上げます。その点、清原町長、お考えはどうでしょうか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今議員がおっしゃったように、河合町、これからいろんな面で、河合町以外のところでも人口減とか、それから水道の使用料が減るとかいろんな課題が出てまいります。その中でも河合町民を守るという、そういう視線に立ちまして、今議員がおっしゃったように積極的に意見とか述べまして、河合町を守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 上原課長からご説明いただきました令和5年度、4年度から、4年度に基本計画ですか、事業計画を策定する予定と聞いて、これは水道管路耐震化更新計画の中の事業計画と聞いておりますが、実は27市町村の中で河合町は管路の更新が一番遅れているとデータに出ておるのですが、その点どのように今、令和4年度にどのような計画か、もう少し詳細が分かれば教えてください。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらにつきまして、令和4年度に河合町水道管路耐震化更新事業を策定します。その中で整備方針、整備年度、事業費等を検討する基本計画となります。続きまして、令和5年度に工事を実施するための詳細設計を行います。続きまして、令和6年度におきましては一部の管路の更新を行い、令和7年度以降は企業団での整備となります。以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。これについては追って、また会議、ほかの会議でも質問してまいります。

ちょっと上原課長にお尋ねします。

河合町の各家庭の給水の経路はどうなっているか、今教えていただけますか。どこの浄水場からどの経路で入ってくるか分かりますか。給水経路。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

簡単にちょっと分かりやすく説明させていただきますと、佐味田川から西側につきましては、西大和ニュータウン、旧の西大和配水タンクのほうから給水のほうをさせていただきました。現在におきましては、県営水道から直接給水という形で取らせていただいております。そして、佐味田川から東側につきましては、浄水場の中で現在整備しております。整備に至るまでは西名阪側道にございますタンクのほうから給水のほうをさせていただきます。以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 給水2系統ということで分かりました。

今回の質問は、数字的なことはあまり述べられませんが、具体的な数字が出てきていませんので、これに関しては質問以上で終わります。次回、時期は不明ですが水道施設の統廃合や、一体化する統廃合や災害時の緊急時に対する県域一体化で懸念する問題について質問させていただきます。

次に3番目、質問事項3、コロナ対応地方創生臨時交付金充当事業について、これは理解、

分かりました。

今回昨日ですか、奈良市の奈良新聞では香芝市が6月議会でこの臨時交付金、3億円か何億円か分かりませんが、臨時交付金の補正予算をこの6月議会で提出しております。担当の課長にお尋ねします。この臨時交付金に対する補正予算はいつ議会のほうに上程される予定でしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） この事業につきましては、住民の皆さんにとって何が重要かということをお他市町村の状況も踏まえながらじっくりと考えて検討している段階でございます。今後の補正の時期、方法などについてちょっと今未定でございますので、今後議会とも調整しながら決定していくことになるかと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 7月19日までに充当事業の申請があると、締切りだと聞いております。一日も早く充当事業を決定して困っている方々に給付金を交付できるようにお願いしたいと思っております。その点よろしく申し上げます。

次に、最後に都市計画マスタープランについて再質問します。

再確認のため、ちょっとお尋ねします、清原町長。河合愛A I構想はもう、パーフェクト、完全に出来上がったものなのでしょうか。その点教えてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） まだ完全には出来上がっていないと、私はそういうふうに認識しております。ちょうど5つの項目をつくりました。やれるところからやるということで、ファシリティマネジメント、それから、子育て環境の整備、教育の町にしていこうということでやっております。ほかのところも中身は埋めてあるのですけれども、これからまだまだ、ちょっと課題の部分もございまして、しっかりその部分は検討して中身の充実したものにしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。5分切りましたので。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

河合愛A I構想との整合によってこのマスタープランが、公表が遅れていると聞いたのですが、となると、河合構想はいつ終わって、このマスタープランもまだ、時間がかかるのでしょうか。その点ちょっと教えてください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今ちょっと議員がおっしゃったように時間は多めにというか、費やした経過はあるのですが、一応9月に、9月に公表をいたしたいと思っております。そういう計画で今、進んでおりますので、ご理解願いたいと思います。

先ほど担当課のほうから一応今まで継続というか、ちょっと遅れた理由として3点挙げていただきましたので、その部分をしっかり、課題をというか整理して、9月には公表していきたいと思います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 担当部長から3つの項目で愛A I構想の整合、奈良のマスタープラン、奈良県のマスタープラン、社会情勢への対応が変化、社会情勢の変化を見ますと、2番目の奈良県のマスタープラン、今月初めかな、5月末に奈良県がホームページに発表しています。それを読ませてもらったなら、あまり、これ前回の、10年前の部分と変わっていないんですね。これ、大きく変わっていないんですよ。それで、それと愛A I構想も最初、令和2年の10月に愛A I構想のタウンミーティングをしたときには3つの柱はあい、3つのあいですか、ラブラブ、1番目ラブ、2番目ラブ、3番ラブ、次、4番、5番の枠でしたが、最近、この間の1年ぐらい前には4番目も5番目も入っております。もう、ほぼできていると思うので、どういうふうに時間稼ぎしているような感じがするのですけれども、その点ちょっともう少し詳しく教えてくださいませんか、理由を。遅れた理由を。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 大和都市計画区域の整備開発及び保全の方針、こちらに整合を合わせるためにマスタープランの改定作業を現在も続けております。まず、奈良県が策定しております整開保につきましては、都市計画法第6条の2の規定に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示すものでご

ざいます。

その計画の中で大きく変わっているものは市町村、地域住民などが知恵を絞り、工夫を凝らして実現性があり、持続可能なまちづくりの計画を策定する仕組みとしてボトムアップ型のまちづくりへ転換を図るとしております。このことから、市町村が明確なビジョンと施策を示すことが重要であり、改定作業中のマスタープランにおいても施策を明確に示す内容としたいと考えております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） その項目は私も読ませてもらいました。ボトムアップ型にするということで、ボトムアップだったら河合町こそ先にマスタープランをつくってボトムアップすべき点ではございませんか。その点ご説明ください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） こちらも整開保、一旦平成31年を目標に改定が進められておりました。ただ、知事によりまして、まず、その整開保の上位計画である土地利用計画、こちらのほうをしっかりとすべきだということで改定の作業が一旦止まったということになります。その中でボトムアップ型というものが出てきましたので、それに合わせた形になっております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 実はこの河合町都市計画マスタープラン（案）に対し案を31年の平成、令和元年の3月11、3月の資料をもって読みました。これは第1章から第8章までなっております。これにつきましては、平成27年の国勢調査をベースにした資料でもございます。今回、前回の国勢調査は平成32年、つまり令和2年になっておりますが、若干変わってきておりますが、町の何というか、町政とかいろんな現状が変わっておりますが、これを見ますと第4章から第5章、6章、7章、8章となりますと、大きく変更するというようなところがないとは思いますが、その点担当の方はどのようにこれを見て、どのように改定するのか教えていただけませんか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 改定の作業を継続している理由といたしまして、3点お答えさせていただいたところなんですけれども、その3点目、社会情勢の変化として大きく変化したものの一つとしてコロナ危機が挙げられます。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが招いた未曾有の事態は社会、経済、そして私たちの生活に不可逆的な打撃と各変革をもたらしたものでございます。そういった社会情勢の変化を加味する必要がありましたので、作業を継続しているところでございます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） コロナ情勢はよく分かっております。多分そうおっしゃるだろうなと思ったのですが、今後オミクロン株も、今日も医学的見地の新聞も載っていますように、感染力は想像したより低いとかなっておりまして、もうそろそろ、これは安易な言い方になっちゃいますけれども、ポストコロナに向けてもやはり見込み、見通しを立てなければいけないかなと思っておるのですけれども、コロナはコロナでこれは一災害として置いて、町の都市計画は、プランは別個のものと考えられないのでしょうか。その点ちょっと教えてください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、改定中の都市計画、マスタープランなんですけれども、そのポイントとしまして1つ挙げさせていただきます。

コロナ危機により多くの方が県外への移動を控えられ、在宅勤務やテレワークが推奨されたことにより、多くの時間を自宅で、自宅の近くで過ごすこととなられたと思います。これにより、身近な生活圏が重視される傾向にあると考えられ、生活活動を一定の範囲内で完結させることでニューノーマルに対応した町へリニューアルする必要があると考えています。これには職場と住居が近くなくてはなりません。そのために働く場として企業誘致、子供の育ちの場、暮らしの場として自由に集えるオープンスペースと生活利便施設の配置、それらを結ぶ交通ネットワークの整備を改定する都市計画マスタープランに基づき推進したいと考えております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。残り1分です。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。

県の都市計画マスタープラン、これはいろいろ変わりましたが、これにはあまりコロナに対する社会情勢の変化はうたっていないように思うのですけれども、河合町だけが、その点ちょっと分からないのですけれども、教えてください。なぜ、県は、県だったらもつと医療の問題で書くはずなんですけれども、これは書いていないんですけれども。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） やはり、河合町といたしましてはコロナ危機というのは大きな社会情勢の変化だったと認識しております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 最後になりますので、申し上げます。

今ご答弁の中で9月までには公表するという事になっておりますので、今回も都市計画審議会が5月に開かれる予定だと以前から担当の方からご説明いただいていましたが、また、この6月にずれ込んだと。その点においては資料の、資料をまとめているところだということの理由には遅れています。必ず9月までにはきちりとした都市計画マスタープランを公表していただくようによろしくお願いします。

これで、私の質問は終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて、長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

暫時小休止します。この時計で40分からお願いします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時40分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（谷本昌弘） 4番目に、西村潔議員、登壇の上質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 皆さん、こんにちは。議席番号12番、西村潔が通告書に従いまして、今回4つの課題について質問いたします。

まず1番目、臨時財政対策債について質問いたします。

2001年に3年限定で始まった臨時措置は延長を繰り返して現在に至っております。本来ならば地方交付税で税収不足の自治体に手厚く配布すべき資金で、行うべきにもかかわらず、臨時財政対策債という借金を自治体に負わせている現状が既に20年続いています。現状をどう考えているのか質問いたしたいと思います。

まず1つ、河合町はこの実態を住民に説明したことがあるのか。あるのでしょうか。

まず、①として臨時財政対策債の仕組みの説明をまず、求めます。

②2001年から年度ごとの発行額、償還額、残高を開示してください。

③将来の財政運営に支障がないよう、償還計画を作成しているのかどうかです。

④国から毎年分割で償還資金が割り当てられていますが、この資金をどの基金に積み立てていますか。あるいは、別に流用しているのかどうか。

次に、①臨時財政対策債の臨時というのはどういう意味なのかを説明してほしいと思います。

②どういう手順でこの臨時財政対策債が発行されるのかを説明してください。

③発行条件、発行体、期間、利率などはどのように決められるのか。

④国から何年にわたって分割されて支給をされるのか。

3、ごめんなさい、3ですね、次。地方交付税の交付金が交付されるまでの手順とその期間を説明してください。

4、先ほど質問1と1の2の資料を事前に配付してください。同じく質問2の4の④の資料についても同様に配付をお願いしたいと思います。

次2、公共公立小中学校の教員の残勤務実態について質問いたします。

令和4年3月議会で教員不足はあるのかという質問をさせていただきました。そのときに、教員の残業実態、残業料の支給状況、支給の規定、残業を減らす取組などの質問に対し、教員の時間外手当は発生していないが、土曜日、日曜日の部活活動、部活の活動指導については特殊業務手当に基づき支給されているとのことでした。残業を減らす取組については学校と教育委員会が連携して取り組むものと考えているとの答弁でした。

昨年11月に実地された名古屋大学の大学院の調査では、勤務時間の申告について正確に申告して、しない、あるいは申告を求められていないという回答が平日においては19%、土日においては44%に上っていたということです。過去2年間に書類上の勤務時間を少なく書き変えるよう求められたことがあるとの回答が17%あった。6人に1人が過少申告を求められたことが分かったという報告があります。教員の給与については半世紀前に制定された法律で、月給の4%が支給されているようですが、実際の残業時間が増えても残業代が出ないということは、実際は実態に合っていない、定額働かせ放題との窮状を訴える声もあると聞いています。これを根拠にさきの答弁では時間外手当は発生していませんとの回答が根拠になったようです。そこで質問します。

1、教育委員会は現場の校長先生や先生の実態をどのように把握してきたのか。上がってくる書類だけで判断してきたとすれば、問題の本質が見えないのではないのでしょうか。教育委員会の役割とは一体何かを改めて聞きたいと思います。

2、50年前に制定された法律を現場や教育委員会はどのように考えているのですか。このままでは先生は退職する要因になるのではないか。

3、公立高校の公立校の教員及び臨時雇いの教員の人数を教えてください。

次に3、釘池公園の管理について質問いたします。

1、釘池公園にある施設、テニスコート、グラウンドなどの管理はどのようになっていますか。改めて質問いたします。

2、歩道と公園の境界にある仕切り柵は河合町区域にあるが、最近さびが目立つようになりました。メンテナンスを必要になると考えております。この管理は上牧町が行っていると聞いております。どのような取り決めが交わされているのでしょうか。その内容と経緯について説明を求めます。

3、今後釘池公園の管理を見直す必要があるのではないのでしょうか。町の考えを改めてお聞かせください。

次、4つ。住民の生活の足をどう確保するのか。

高齢化がますます進み、運転免許返納が言われて久しいですが、今後返納したとしても住民の生活の足を今後どのように確保するのか。

1、すな丸号をどうしていくのか。

①現行のまま運行するのか。

②公共交通の一部として位置づけるのか。

③公共交通と福祉輸送との第三の輸送、例えば買物とか通院とか、住民の足として検討していくのかどうかです。

次に2番、その他の移動手段の確保としてタクシー会社との連携や民間事業者への委託など河合町公共基本計画の中で検討されてきたと思いますがいかがでしょうか。

3、実はこの問題については平成22年度から私は何回も質問させてもらっております。具体的な心境、いまだかつて見ていない、すな丸号のみということ。以下の点について所見をお聞かせください。

①他市町村との連携した移動サービスの実現を考えているのかどうか。

②すな丸号の有料化による輸送料を増やすことについてもどうなのか。

③民間の自家用車を登録制にして、オンデマンドで輸送する体系。

④乗合タクシーの創設による輸送方法。

⑤すな丸号を3駅直通のルートを設ける輸送方法。

いろいろ多様な輸送方法があると思いますけれども、このような問題について町はどのように考えているのか。あくまでもすな丸号だけで今後回転、展開していくのかどうかについて質問いたします。

追加質問がたくさんございますので、ぜひ、回答を詳しくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうからは臨時財政対策債についてお答えさせていただきます。

1つ目に20年以上続いている臨時財政対策債の実態について住民に説明したことがあるかという質問でございますが、この臨時財政対策債の制度につきましては、これまでも議会において取り上げられており、答弁させていただいておりますが、住民の皆様に対しましては今後必要な時期に広報等で周知をしたいと考えております。

次に、臨時財政対策債の仕組みでございますが、地方自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要な財源につきましては、国から地方交付税が交付されますが、この地方交付税の原資が不足する状況が続いていたことから、平成13年度の地方財政対策において見直しが行われまして、この不足額について国と地方で折半し、地方負担分は地方自治体が臨時財政対策債を発行して補填するとともに、後年度にその元利償還金相当額の全額が地方交付税で措置されることとなりました。

次に、2001年度から年度ごとの臨時財政対策債の発行額、償還額、残高という質問でございますが、事前にお配りしております資料のとおりでございます。

次に、臨時財政対策債の将来の発行において、将来の財政運営に支障がないような償還計画を策定しているかという質問でございますが、本町におきましては臨時財政対策債を借入れる際の償還期間を国が想定する20年間としていることから、将来の財政運営に支障が出るということはないと考えております。

次に、国から毎年交付される償還財源を基金に積み立てているか、また、別に流用しているかという質問でございますが、臨時財政対策債の償還に対して交付される地方交付税収入につきましては、用途の定められていない一般財源でありますので、基金への積立ては行わず、全体の財政運営において必要な経費に支出しております。

なお、事前にお配りしております資料の一番右端の欄、ここに国からです、償還資金として交付税措置されている額を記載させていただいております。

次に、臨時財政対策債の臨時とはどういう意味なのかという質問でございますが、この制度は平成13年度から15年度までの3年間の臨時的な措置として開始されたことによるというものであると考えております。

次に、どういう手順で発行されるのかということでございますが、毎年7月頃の普通交付税の算定において臨時財政対策債の発行可能額の算定を行いまして、奈良県知事による起債許可を経て、各金融機関において借入れを実施するものでございます。

次に、発行条件としまして、発行体、期間、利率などはどのように決められるかという質問でございますが、借入れにつきましては原則として公的資金が配分されることとなっております。償還期間は20年間、利率は令和3年度借入れ実績におきましては0.2%となっております。

国から何年にわたって償還資金を分割されるかということでございますが、臨時財政対策債償還費に対する交付税措置の詳細につきましては、国から開示されておりませんが、交付

税措置については標準的な償還条件に基づいた全国一律の償還条件により算出するとされていることから、20年間で交付税措置されるものと考えております。

次に、地方交付税交付金が交付されるまでの手順と期間でございますが、地方交付税のうち普通交付税につきましては、毎年7月頃に地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な費用としての基準財政需要額と標準的な税収入の一定割合により算定される基準財政収入額を算定し、国に報告することにより8月31日までに交付額が決定されます。交付については前年度交付額を基に4月、6月に概算交付され、9月に残額の2分の1、11月に残額が交付されることとなります。また、特別交付税につきましては、災害等のため特別の財政需要があり、または財政収入の減少がある場合などの特別の需要を考慮して交付されるもので、交付時期につきましては当該年度の12月に交付総額のおおむね3分の1に相当する額以内の額が交付され、3月に残りの額が交付されることとなっております。

以上でございます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから公立小中学校の教員の勤務実態について答弁させていただきます。

1つ目の質問といたしまして、教育委員会は現場の校長先生や先生の実態をどのように把握してきたのか。教育委員会の役割についての質問をいただいております。

教員の残務実態につきましては、数年前からタイムカードを導入し、出勤時刻から退勤時刻を管理職が確認しております。また、中学校の部活動等の勤務についても、特殊業務手当報告書を管理職が確認しております。ノー残業デーの設定や教員の健康状態の把握、業務の電子化、共有化、休憩時間や年休の取得など校長会等で教育長が管理職を通じて指導をしております。

教育委員会の役割として、校務支援システムの導入や町費講師支援員の拡充を進め、業務改革を図ります。

2つ目の質問といたしまして、50年前に制定された法律を現場や教育委員会はどのように考えていますか。このままでは先生が退職する要因となるのではないかということについてですが、50年前に制定された法律、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、教員は、教職調整額として給料月額額の4%が支給されております。理由といたしましては、勤務時間管理がなじまないため、時間外勤務手当が支給されない代わりに教

員の職務と勤務対応の特殊性を包括的に評価して、校長、教頭を除く一律に支給されております。先生方の退職する要因につきましては個人差があると思いますが、残業実態を把握した上で、教員の働きやすい環境づくりを進めてまいります。

3つ目といたしまして、公立校の教員及び臨時雇いの人数についてでございますが、教員、県職員及び会計年度任用職員、町職員の人数につきましては、第1小学校の教員が24人で、町雇いの会計年度任用職員は5人です。第2小学校の教員は28人で、会計年度任用職員は11人です。第1中学校の教員が19人で、会計年度任用職員は5人です。第2中学校の教員が20人で、会計年度任用職員は6人でございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、釘池公園の管理について説明をさせていただきます。

3つ質問いただいておりますけれども、関連しますので、まとめて説明をさせていただきます。

昭和52年当時、西大和ニュータウン内には釘池と中山田池グラウンドの2か所しかなく、上牧町側にはグラウンドがなかったため、西大和ニュータウン全域における運動施設として計画された趣旨に鑑み、共同で利用できるよう両町で協議し、維持管理費用は上牧町が負担することとした釘池運動場管理業務の委託に関する契約が締結されています。

グラウンドの草刈り等は、上牧町が年2回程度、業者に委託して行われています。また、テニスコートは上牧町と河合町のそれぞれの町で維持管理を行っています。歩道との仕切り柵につきましては、上牧町の管理ではありますが、平成21年に上牧町での予算措置がなかったために、要請はしておりましたけれども、両町の職員で塗装し直しております。

昭和52年の取決めでは、細部について不明確であり、現在、上牧町と改めて協議をしているところです。今後の公園管理につきましては、上牧町と十分に協議する中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 私のほうからは、4つ目の住民の生活の足をどう確保するかという

ことで、すな丸号をどうしていくのかというところからご答弁させていただきたいと思います。

すな丸号については、平成29年7月から現在の形態で運行しており、月曜及び年末年始を除く週6日、町内全域を東西南北の4ルート、1日5便ずつ巡回しております。お買物や通院、公共施設などへの日常生活の基礎となる移動手段として、現行のまま運行を続けてまいりたいと考えております。

2つ目でございますが、現在のすな丸号の利便性向上に向けて、より充実した運行体制を整えていくことが住民の足となる移動手段の確保につながると考えております。

それから、3つ目でございますが、議員ご指摘、ご提案の様々な移動、輸送手段も重要な住民の足となり得るものではございますが、現状では、すな丸号をより発展、充実させることが合理的であると考えております。また、すな丸号の有料化による輸送料の増加については、車両が大きくなるなどにより、現在のすな丸号の特徴である町内全域をきめ細かく巡回することが困難になるなどのリスクが考えられます。

しかし、現在のすな丸号は、河合町独自の公共交通としての重要な役割を果たしていると認識しております。将来的に、イオン跡地や旧第3小学校への拠点の移転の際には、大規模なルート、ダイヤの見直しが必要であり、ご提案いただいている3駅直通のルートなども検討材料の一つとしたいと考えております。

今後も、町内全域をきめ細かく巡回することを損なわないように、すな丸号の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） それでは、順番に追加質問させていただきますね。

まず、臨時財政対策債、これは3年間でやるということは、ずっと20年間続いているという異常なもの、国の在り方の問題だと思うんですけども、それで、事前にこの臨時財政対策債についての年度ごとの書類頂いていますので、これについて若干、ちょっと追加の質問をさせていただきますね。

まず、この頂いた表を確認したいんですけども、償還の欄に記載されている年度ごとの額は、国から毎年分割で割り当てられている額のことかどうか、まずこれが1つです。

それから、この額は、先ほど答弁では一般財源に入っているということでもありますけれど

も、どうしてこの頂いているものを一般財源へ入れるのか。当然これは積み立てて将来の利子、元金の返済に充てるべきものじゃないかということです。

この2点について、答弁お願いいたします。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 事前にお配りさせていただいていますこの表でございますけれども、真ん中の欄に償還という欄がございますけれども、これにつきましては、町が借り入れた臨時財政対策債を毎年度償還している額でございます。一番右端の枠が交付税としてそれぞれの年度で償還財源として交付されている額ということになります。

もう一つの質問としまして、なぜ一般財源に入れているのかということでございますが、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、この地方交付税につきましては、その財源の用途、扱い方の制限、定められていない一般財源であるということで、一般財源として収入しているということでございます。

これをなぜ積立てをしないのかということでございますけれども、河合町の場合は、これを毎年償還する形、20年間で借入れを償還する形で行っておりますが、毎年償還をしているものでございますので、国から入る交付税も当然償還に当たるような形にはなってくるということでございます。ただ、一般財源でございますので、町の一般財源全体の中で財政運営を行っていつているというところでございます。

○12番（西村 潔） 議長、はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 先ほどの答弁ですと、一般財源で使うということ、これ厳格に言うと流用しているということなんですよね。流用していると。本来は、これは償還に充てる、利子に充てるという考え方でないと整合性がないんじゃないかと思えますね。こういう全国的に国が定めているルールですから、別に痛くもかゆくもない。

要するに、不正も行っているわけじゃないですけども、財政を管理する上では、これははっきりと、これは負担はなくても基金に積み立てて、そこから償還資金に充てるとかいうことは、普通は当然考えられることなんですけれども、そうすると、はっきり言いますと、償還金とか利息払うまでは流用していると、そういう考え方になるんじゃないかと思えますけれども、いかが考えておられますかね。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） ほかの地方公共団体によりましたら、これを例えば20年後に一括して償還するというようなところもございます。これは20年後の満期一括償還という形になりますけれども、こういった場合に、その償還財源というのは、当然減債基金なりに積み立てておくことが適切であると思えますけれども、本町の場合は、20年間で借入れを行いますけれども、毎年償還を行っていくものでございますので、入ってくる交付税につきましては、毎年入りますし、償還についても毎年返済するということですので、基金に積み立てるといふことはない、していないというところでございます。

○12番（西村 潔） 議長、はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 河合町は、基金の額が単価が少ないですね。他町に比べてね。そういうことはどういうことかという、国から入ってくる償還額を別途流用するという可能性が高くなるわけです。だから、余計に将来の財政をきっちりするためには、基金をつくって、その中に基金を積み立てて、そこから利払いをすとか元金償還にすとかということは、本来の筋ではないと思うのね。過去、流用しているからこそ、いろんな基金の残高が減っているわけではないですよ。

だから、そういうことで歯止めをかけるという考え方を今後していかないと、今、先ほど書類頂いていますけれども、2001年から対策債の残高は増加しているんですよ。これなぜ増加しているんですか。説明をお願いします。

○財政課長（新井俊洋） 議長、はい。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 臨時財政対策債の残高でございますけれども、毎年、これ20年間続いているということでございますので、毎年発行しているというところでございます。今までは、今、ちょうど当初の平成13年度の発行から20年間たったようなところでございますけれども、それまでは返済する額に対しまして、毎年発行していきますので、発行する額のほうが多いということで、残高ということが増えていくような傾向はございました。

以上です。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほどの基金への積立てをしなければいけないのではないかと

ような件についてお答えさせていただきます。

この臨時財政対策債というのは、昔は普通交付税に含まれていたと。それが国の資金不足に伴って、町は借入れを行っているというものでございます。この部分につきましては、普通交付税というのは、行政サービスを行う中で必要な経費だという形になっております。そのために一般財源という取扱いをさせていただいているわけなんですけれども、実際にその経費があつてこそ、その年の行政サービスが行えるというような形になっております。ただ、償還の部分、議員おっしゃっている部分につきましては、その年に交付税として入ってくる部分を償還に充てるというような形になっております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） ちょっと視点を変えますと、他町に比べて臨時財政対策債の発行額や国保の額については、公債発行額全体に占める割合は、河合町は低いのか、高いのか、どうですか。データは持っておられますか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） この臨時財政対策債の発行の割合ですけれども、他町の状況ということまでは把握しておりませんが、河合町としては、全体のうちの28%の残高を臨時財政対策債が占めているということになります。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） この対策債発行の条件というのは、ほかの公債と比べてどうなんですか。条件がいいんですか。あるいは悪いんですか。いかがでしょうかね。

○財政課長（新井俊洋） はい。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） この条件でございますけれども、資金としては公的資金を配分されております。先ほど申し上げました令和3年度の実績というのは、利息は0.2%ということで、金利も低い状態で借入れができているということで考えております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 次に、小中学校の先生の勤務実態について質問しますね。

先ほどの答弁ですと、残業はない、4%の基本給でもう前払いしているから、もう残業代は一切発生しないと。ただし、特別、土日の特殊業務手当は支出しているというようなことですけれども、そうしますと、例えば残業料の請求は全くないというふうに理解をされているわけですね。もう4%入っているから、そういう理解でよろしいでしょうかね。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） そのとおりでございます。

○12番（西村 潔） そうしますと、先生が残業をしようがしようまいが、もう残業代はいかなることがあっても発生しないという、そういう理解に立てば、これは残業をどういうふうにして、例えば実際の勤務時間をどういうふうにして減らしていくかについて対策できますか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 残業につきましては、先ほど答弁もさせていただきましたが、システム上、校務支援システムの導入であったりとか、働き方の改革を行ったり、またスクールサポートスタッフという形で、今でしたらコロナの影響もありますので、掃除、また消毒、先生のサポートというような形での人材の拡充ということで、残業を少しでも減らすような働きかけをしているところでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 残業代、残業ないんでしょう。給与の体系では、4%の中にもう残業は入っているわけですからね。何時間残業しようが、それは先生の勝手やという発想じゃないですか。こういう中で、学校の子供たちの教育をする上で、過重労働になるのかどうかという問題は、教育委員会ではそういう発想は起こってこないじゃないですか。なぜ起こってくるんですか。実態がないわけですからね、残業の実態が。その点について、矛盾している考え方ではないですか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 実態といたしましては、4%の中に教職調整額という形で入っておるところでございます。こちら先ほどと同じ説明にはなるんですけれども、勤務時間

管理がなじまないための時間外勤務手当が支給されない代わりに、教員の職務と職務対応の職制を包括して評価してということで、管理職を除いての一律の支給ということで来ております。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） そうしますと、いろんな先生いらっしゃるのに、勤務時間変わってくるとおもいますよね。これ一律に支給すること自体がおかしいんじゃないですか。ある先生は、もっと長いこと勤務するかも分かりませんね。そうすると、先ほどの答弁の中で、タイムカードを利用しているというのは、これは何のために利用しているんですか。回答をお願いします。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） タイムカードの導入につきましては、数年前からさせていただいておりまして、出勤時刻、また退勤時刻の管理ということで、管理職がきちんと確認するようにということで教育委員会のほうからも指示をさせていただいております。勤務時間をきちんと把握するために、タイムカードの導入ということでございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） そうしますと、勤務時間の実態分かるわけですよね。4%基本給に入れているということで、そうすると、それ以上超えているような可能性もあるわけですよね。これについては、どういうふうの評価しているんですか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 残業時間につきましては、個人差があるということは認識をしております。ただし、こちらの法律上の中の話になってきますので、時間管理がなじめない、その部分のご理解を各先生にはさせていただいているところでございます。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 私が危惧しているのは、半世紀前に制定された教員の残業料に関する法律がいまだに生きていますよね。50年前の法律が。そこで、例えば残業を減らすと

か、勤務時間を短くするとかいうことで、教育委員会は先生と、校長先生と一緒に努力しているという答弁が過去にあったわけですね。

そうしますと、こういう基本的なところが私、知って驚いているんですよ。50年前の法律で、有無を言わず、もう残業料は4%の中に入れておるから請求不可やと。こんな形で学校の先生は、教育現場でもし携わるとしたら、子供に対する影響は大きいじゃないですか。その辺のところ、こういう国の制度だから仕方ないんだということになった場合に、これはやっぱりいろんな問題出てくると思いますよ。

それは、給与は、本給上がれば4%分は上がるでしょうけれども、実態に即した給与払う、あるいはそれをどういう形でなくすかどうかについては、実態を掌握していないとなくせないじゃないですか。その辺のところを教育委員会は、国の制度だから私は何もできませんということを行っているわけでしょう。どう見てもそれは納得できないんですけれども、もう致し方ないんですか、これは。答弁をお願いします。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） タイムカード等を最近使い始めまして、勤務実態の把握を図るということになっております。これは客観的な様々な指標を得るといような意味から、再度、先ほどからご心配いただいております教員の実態を正確に把握しようという、このよなことに使わせていただくと。

そして、そういった客観的な指標をそろえながら、勤務実態の状況調査なども国のほうが行いまして、昨年度だったと思うんですけれども、新たなプランのほうを、令和の時代の学校教育に関わる新たなプランが示されまして、その中では、給特法の枠組みの新たな、まだ改定とはいかないんですけれども、新たな検討を行うと、このような方向性が今、やっと出てきたところをございまして、本町の教育委員会としても、県もしくは国のほうに教員の待遇の改善、こういったものに対する声のほうは上げさせていただいてきたところなんですけれども、今、やっと国のほうは、そういったものの動きを始めてきているところをございます。

なお、先ほどから課長のほうが申していますように、教育委員会としては、今、この現状の中でも何とか教員の働き方の改善につながるような様々な手だて、人であり、物であり、そういったシステムであり、こういったものを導入することによって具体的な勤務実態の改善に努めてまいりたいと、このように考えているところをございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） まず、先生の勤務時間の実態を調査するという意味では、タイムカードは一つの有効活用やと思いますけれども、ただ、データを取るだけでは、なかなか将来的には、先生の勤務改善にならないと思いますよね。

そうしますと、やはりそれをどういう形で先生に、例えば待遇改善を求めていくのか。個別の先生によっては時間違うと思いますけれども、そういうところを教育委員会と学校の校長先生たちの間で話をする、そういうパイプは持っている、前回の質問でも回答求めていますけれども、やはりこれは早急にしないと、学校教育というのは、先生一番なんですよ。そこを支える先生の待遇もやはり改善していくということは、今までやっているような答弁ありましたけれども、いざ、果たしてほんまにできているのかどうかについては非常に疑問を持つので、ぜひこれは早くデータを取って、4年、5年のデータを取って、どこに問題があったということを早急に分析してほしいんですよ。

それで、それを先生と一緒にやったり協議して行って、先生は、先生の中でも授業を責任持っているわけですからね。いろんな準備不足で授業に参加している先生もいらっしやると聞いていますけれども、そういうことは早急に早くなくしていくことのためにデータの活用を具体的にしてほしいと思います。せめて河合町の教育委員会だけでもいいから、できると思いますけれども、今のところ、具体的な案はありますか。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） ご指摘いただいたことは、教育委員会としても重々重く受け止めているところであります。もう給特法というのは、1971年、昭和46年にできた中身でありますけれども、結果的に4%というのは、その当時、いわゆる残業時間が月8時間というふうなことで、月8時間いうたら、もう本当に、今で考えたら僅かなんですけれども、そのために4%という数字を出されて現在に至っているわけです。

日々、やっぱり県のほうには、この改定に関しては、毎年のように話を当然しているわけですが、もうここ最近になって問題になっているのは、過労死であったり、やっぱり長時間勤務というところで裁判になっているケースが多々あると、このように認識をしています。

日々、月1回の校長会であったり、校長先生に対しては、特にこの先生方の働き方改革と

いうところで、日々連携、連絡も取りながら、一応教育委員会というのは、やっぱり各先生方の健康状態であったり、服務規程というところで監督しなくてはならないというふうな状況もございますので、今後とも、そういう今の世の中の情勢を見て、例えばこの2日前に、いわゆる中学校の休日の部活動に関してスポーツ庁の提言がありました。

これ何か言いますと、休日、土曜、日曜は、もう学校の部活動は、民間あるいは地域へ移しなさいという流れになってきます。それが2023年から25年の間に改革集中期間というところで、河合町としても何らかの手だてを打っていかなくてはならないという現状に至っています。

ただし、ハードルは高くあります。ふだん、月曜日から金曜日まで先生方が指導する、土日は地域へという流れで、そしたら、中には、いや、部活したいんやという実際先生もいらっしゃるという現状があって、そんなときどうするんやという。あるいは、もうそれは兼業兼務、いわゆる教職から外れてそちらのほうで雇ってもらいなさいと。例えば事故あったときに、そっちで対応するというような、たくさんのそういう方向になってきています。

現在、先生方には、この働き方改革あるいは部活に関するアンケートを今、実施しているところで、またこれは随時公表もしていきたいと、このように思っています。

それと、例えば全国のいろんな小中学校においては、6時になったら、もう電話一切とりませんよというふうなところも自治体では発生しているわけです。ということは、もうどんな大きなことがあったとしても、先生の働き方の時間というのは、現実、労基法では8時間というふうに決まっているわけで、40時間超えないという、学校は、実際は7時間45分なんです。そして、1週間38時間45分という、そういう規定があるわけで、そこにできるだけ近づいていけるように何とか工夫をして先生の、今、長時間労働になっているところを早急に改善していきたいと、このように思っていますんで、課長、それから参事が答弁した中身をしっかりと推奨していきたい、このように思っています。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 先日、中学校の部活動とか休日の部活動については、スポーツ庁の有識者会議でいろいろ提言されていますよね。おっしゃったようにね。これをやはり土日については、今までは特殊業務手当で請求するということになっていますけれども、なかなかそれさえもできていないというような実態を大いに聞いていますね。

そういうことで、今後は、土日のクラブ活動が地域の中へ入り込んでいくというためには

どうしたらいいかということをやっぱり行政として考えていかんといかんと思いますよね。教育委員会だけではできる問題じゃないので、その辺のところを町として、地域のスポーツクラブに委託するとか、そういうようなことを今後も考えていかんといかんわけですね。

その一つの例として、例えば小中学校にあるプールの存続、これどのように考えているかですよね。プールそのものを保持していくのか、あるいは、例えばスポーツクラブにお願いして、そこへ通うとかいう考え方もあるわけですね。そういうような設備と、例えばプールの改修とかいろいろあると思いますので、その辺のところの検討はされていますか。質問いたしますけれども。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） プールにつきましては、以前のお話にはなるんですけども、もともとイオンがありましたコナミスポーツというところがプールを確保しておりました。数年前にそこのプールを管理している方とお会いさせていただきまして、行く行くは第2小学校、また第2中学校、また、ちょっと送迎にはなるんですけども、第1中学校、第1小学校の子供たちをそこのプールで委託管理という形で入らせてもらえないかという議論をさせていただきました。

結果的には、ちょっとそこのプールはなくなったというところもあるんですけども、この近隣にもプールという施設、ちょっと河合町にはないかも分からないんですけども、近くにございますので、そういった部分もしっかりと視野に入れながら、このまま今の既存のプールを使うのか、それとも委託してプールを活用するほうがいいのかというところは、しっかりと議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） いろいろ地域との密着性がこれから要求されてくると思うんです。例えばスポーツクラブは身近にないとか、あるとかいろいろあると思いますけれども、これはプールについては、もう既に老朽化しているわけですから、このプールを利用するという発想にはなかなかないと思うんですよね、今後はね。

だから、そういうことから考えると、プールの存続についても、もっと具体的にどうするかについては、やはり設備の老朽化もありますし、コストのこともあるから、それは当然、

今、プールがないという前提で、例えば水泳とかどうするのかについて検討して行ってほしいんですけども、具体的には、いろいろ障害あると思いますけれども、だから、それと同じように、ほかのスポーツクラブも、例えば部活動のスポーツのことについても、なかなかやはり、例えば指導者の要請とか、そういう問題が一応課題はいっぱいあります。

例えば、外部にお願いしたら指導料を徴収しないといかんとかね。そうすると、指導料徴収するとなると、クラブ活動になかなか入れないからとか、そうすると、そういうときは、当然行政がそういう指導者に対する支援をしていくとかしないと、経済的に困っている人はなかなか運動もできないというようになってしまうんで、その辺のところを今後もやっぱり総合的にきっちりと検討して行ってほしいんですけども、いかがでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 議員ご指摘のとおり、これから地域に移行という形で中学校のクラブは変わっていくというところがございます。ですので、スポーツクラブ、ほかのスポーツも含めてしっかりと連携をして、指導者の確保というのも大きな問題、これからの課題という形になっております。中学校では指導料かからなかったところが、外部に委託することによって指導料がかかるということもございます。しっかりと新体制も整えながら、教育委員会として整備をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） この公立小学校、先生の残業について、最後にちょっとお願いがあるんですけども、50年以上前に制定された、こういうこと自体は、今まで続いているということを知って、これちょっと驚きなんです。働き方改革以前の問題だと思うんです。

委員会としては、これは国の制度だから何ともできませんよということでは、やはり学校教育の現場を預かっている教育委員会、先生たちに対しては、やっぱりこれは看過できない、もうそのまま認めるわけにいかない話題ですよ。これを何とか国レベル、国に対する、県を通じて何とかしてもらえるように働きかける方法を検討してほしいんですよ。

そういうことを学校の先生、今でも私の近くの人でもそうですよね。新しく教員になったけれども半年以内に辞めちゃったとか、そういうことが今後もっと起こる可能性があるんで、非常にその点で学校の先生にしわ寄せいかなないように、やはり最低でもこの給与体系、

改めてもらうように何とかしてほしいんですけども、今のところ、教育長、いかがですか。
この方向性としてはありますか。

○教育長（清原正泰） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） これといったそういう具体的な施策はないと思うんです。全国一律、今、こんな状況であります。まして教員が約2,000人、今、不足している状況があります。河合町においても、まだ1名決まっていない状況がございます。だから、そういうことを考えますと、なかなかやっぱり教員の成り手もないというのが現状であります。

しかし、今、議員おっしゃったように、県については、やはり働きかけはしていきたいと、このように思っています。なかなかそんな簡単に右から左というわけにはいかなんですけども、実情については、重々話をしていく覚悟しておりますので、また状況を見守っていただけたらと、このように思います。

○12番（西村 潔） 議長、はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 次に、釘池公園について、もう一度質問させていただきますけれども、答弁では、52年に共同利用するということになっているわけですが、それで見直しをするということになっていますね。

これ10年前に、柵のさびを何とかしてくれということで連絡したことがあるんです。そのときにこういう複雑な管理状態があるということを知って、高塚台1丁目、3丁目の人たちはすぐにあるわけですが、これは管理外の公園なんですよ、要するにね。そういうことがあるので、やはり住民からしてみれば、なかなかこの公園、池もありますし、いろんな問題も起こってくるので、どのようにこれを行政、上牧町と協定を結んでいる中で見直していくのかについての方針はございますか。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 今、この公園、グラウンドにつきまして、昭和52年当時とかなり、使用の頻度でありますとか、そういったところも変わってきております。そういったところを踏まえて、お互いでまた協議していこうということで、今、協議を進めていくところになります。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今回の質問は、釘池公園に限定しているわけですがけれども、もっと追加しますと、やはり河合町の公園の管理そのもの、いろいろあると思いますよね。例えば公園施設長寿命化計画の策定業務とか、それから、そういう中で自治会との関わり合いをどうしていくのか。これは直接、釘池公園は自治会担当していないと思うんですが、それぞれやはりいろんな公園の管理については、今後も検討してもらいたいと思いますけれども、ちょっと答弁がしにくいと思いますけれども、もしできるのであればお願いしたいと思います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 公園の管理におきましては、議員おっしゃるとおり、長寿命化計画のほうを令和4年に策定します。そして、その他、自治会との関わりに関しましては、草の問題とか今後、この夏場に発生する問題でありますので、自治会の方と調整しながら進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○12番（西村 潔） 一般的な公園の在り方については、これから長寿命化計画を進める中で、やはり自治会との連携や情報交換をしていくという必要は出てくると思いますね。例えば草刈りは、例えばある自治会では、2回、3回しますと言っているけれども、それで済まない場合もあるわけですからね。ただ、そういうことでそれぞれの自治会の事情は違うので、ある程度は自治会とやっぱり共有をしていく、情報提供しながら公園を守っていくというようなことをきっちりとやっぱりやっていくためには、何か必要なことがあると思うんです。その辺のところ、まちまちの自治会の対応であるけれども、行政としては何かまとまった考え方はありますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） まとまった考えと申しますか、自治会によって事情のほうも異なってきます。一例で挙げますと、自治会によって公園の木の伐採をさせていただく

ときには、自治会の方に一緒に協力して伐採のほうをさせていただいたり、草刈りのときでも一緒に参加していただいたりしておりますので、その辺は、各公園に対して自治会の方と今後、共有のほうを重ねてまいります。

以上です。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、残り4分。

○12番（西村 潔） それでは、住民の生活の足をどう確保するかについて質問します。

今の答弁ですと、すな丸号を基本にしてやろうという考えですね。ところが、それぞれの地域、みんな違うんです。いろんな地域、やっぱり旧村もありますし、そういうことを考えたとき、現在の全町を一つのルール、一つのルートではなくて、それぞれの地域の特性を考えたやはりルートや目的別で、例えば多様な住民の足を検討すべき時期に来ているんじゃないかと思うんです。

だから、すな丸号だけで住民の足を確保するんじゃなくて、今、先ほど提案しましたけれども、いろんな方法があるわけですから、例えばアピタへ行きたいとかいうようなことも今後、出てくるかもしれませんし、そういうことで、できるだけ1本の、例えば東や西のルートだけじゃなくて、特定の地域に限って輸送する方法とかするとか、そういうようなことを今後は検討する時期が来ていると思います。

私は、これ平成22年度からいろいろやっているわけです。すな丸号ができる前から話し合っているわけですよ。福祉有償運送もできました。それで、公共交通もできて、やはり住民の足をこれから高齢化になってきたときに、なかなか足の確保が難しくなってくるわけね。だから、タクシー会社と連携するとか、あるいはタクシーチケットを出すとか、先ほど免許返納したら5,000円のチケットを出すとか言っていますけれども、そうじゃなくて、それは一過性です。これからずっとその人たちの足を確保せんといかんわけですからね。その辺のところを考えてほしいんです。

もう一つは、こういう輸送方法にお金かかるわけですから、運転手も要るわけですよ。そうすると、こういう運行収支を少しでも軽くするための、要するにクラウドファンディングといいますか、特定の寄附行為をしてもらうためにはどうしたらいいとか、そういうことをしていかないと、なかなかお金の問題に行き詰って、運転手いません、車両増やせませんというような話になってくるので、その辺のところでは今後は、特定目的の寄附なども導入して、福祉有償運送も実際はそうだと思いますね。福祉有償運送に対する寄附をもらうとか

ね。同じように、すな丸号の公共交通としての足を確保するための資金をどう集めるか、こういうところについても検討してほしいんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、すな丸号だけの運行は、今後、やっぱり複数に見直す必要があるのではないかと
いうようなところがございます。実際に、例えばデマンド運行とか、そういった部分、ほか
の市町村でも実施しているところはあります。運行形態によってメリット、デメリット、そ
れぞれあるとは思いますが、例えばデマンドでしたらバス停まで行かなくてもいい
とか、ドア・ツー・ドアの場合は行かなくてもいいとか、ただ、逆に予約をしなければいけ
ないという手間がかかる部分があるとか、そういった部分もあるようです。

ただ、今回、町としましては、現時点では、すな丸号をより充実させていきたいというよ
うなところを考えております。ただ、将来的には、限られた財源というところもございま
すが、複数の移動手段というのも今後検討をしていくという、あくまでも将来的ということに
なりますけれども、そういう部分も必要なのかなというふうには思っております。

ただ、町が公的にどこまで実施するかとか、あと、例えば既存の公共交通がございま
す。そこを圧迫しないのかとか、そういった部分も含めて検討は必要なんだろうなというふう
には思います。

以上です。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） 西村議員、残り2分。

○12番（西村 潔） 私は、日本の各地、地方公共団体でやっている輸送方法はいろいろ見
学に行きました、何件かね。それぞれの地域によって輸送方法も違うんです。同じ市町村で
あってもね。だから、ニーズというのがあるので、そのニーズに合ったような輸送方法を考
えていくことが今後求められると思いますね。

だから、そういう意味で、これからやはりこのすな丸号をベースにした多様な運行の仕方、
例えば池部の駅に全部バスで行って、池部から電車に乗るとかね。それで、大輪田とか佐味
田川はバリアフリーがあるからなかなか行けないとかね。そういう特殊な、多様な考え方
すな丸号を活用してほしいと。もちろん資金の問題がありますから、それは資金をどういう
形でお金を集めるかについても考えてほしいと思いますよね。

そういう意味で、これからは高齢化になればなるほど、住民の生活の足が大きくやっぱり生活の資質を高めるものになるので、ぜひともこれを力を入れて検討してほしいと思います。そのためには、やはり資金を集める方法、多様な方法……

○議長（谷本昌弘） 終結いたします。

これにて西村潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

この時計で55分から再開します。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時55分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 杵 本 光 清

○議長（谷本昌弘） 5番目に、杵本光清議員、登壇の上、質問願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 議席番号8番、杵本光清が通告書に基づき一般質問を行います。

本日最後の一般質問になろうかと思えます。もうしばらくお付き合いいただきますよう、よろしく願いいたします。

まず、1つ目の質問としまして、令和4年度の事業の中で、特に住民の皆様の安心安全を守る上で重要な2つの事業についてお聞きいたします。

1つ目は、不毛田川の治水対策事業、2つ目に旧河合第3小学校の跡地利活用事業、この2事業に関しては早期実施が必要と考えているんですが、事業着手が遅いと感じられます。これまでの経緯や現時点での進捗状況、また今後の具体的なスケジュールについて伺いたい。

2つ目に、河合町財政健全化計画の中でも住民の関心が特に高いと思われる次の各項目に

ついて、現在の検討状況及び決定時期を伺います。

1つ目、公共施設使用料の減免廃止の検討について、2つ目、下水道事業特別会計への繰出金の適正化について、3つ目、豆山の郷、文化会館の休止の検討について、以上3点について町のお考えをお示しいただきたい。

3つ目の質問といたしまして、金融機関から借り入れた町債の一部について、令和元年度に公債費の繰延べを行った。一方で、令和2年度決算で財政調整基金に積立てを行っている。コロナ禍という状況の中、企業も内部留保を増やし、非常事態に備える動きが見られるが、町財政の運営はどのような方針で行っているのか。

壇上からの質問は以上といたしまして、再質問は自席にて行います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） それでは、私のほうから令和4年度事業の進捗状況及びスケジュールについてといたしまして、不毛田川治水対策事業に関してお答えさせていただきます。

不毛田川総合治水対策事業は、本町が実施する川合地区における調整池を整備する内水対策事業と奈良県による不毛田川の河川改修などで治水を図るものでございます。また、大和川とその流域が特定都市河川流域に指定されたことにより、従来の治水から流域治水へと転換してきております。

内水対策事業につきましては、奈良県により調整池の整備箇所及びその効果の検討が行われ、昨年12月にその結果報告がありました。現在は、その結果を精査し、関係する自治会へ説明を行うため、資料の整理を行っているところでございます。また、河川管理者である奈良県高田土木事務所とは、河川改修の実施に向けて協議を行っております。

今後のスケジュールについては、まず関係する自治会へ説明を行う予定をしております。その後、地権者への説明を行い、事業へのご協力をお願いした上で、用地測量及び用地買収に係る土地の鑑定を実施したいと考えております。

以上でございます。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室次長（中島照仁） それでは、私より1番、令和4年度事業の②旧河合第3小学校跡地利活用事業におけるこれまでの経緯、進捗状況及びスケジュール

ルについてお答えさせていただきます。

旧第3小学校の跡地利活用事業におけるこれまでの経緯でございますが、令和2年7月に中央公民館、町立体育館の移転に関する課題などの整理を開始し、それを踏まえ、まず令和3年度、すぐに検討業務を発注したものでございます。

検討業務の結果、法的な制約などがあったものの、中央公民館及び町立体育館機能などを旧第3小学校に段階的に整備できることを確認したため、検討業務完了後となる令和3年12月より、速やかに次の段階となります基本実施設計業務を発注したものでございます。

次に、進捗状況でございますが、令和4年2月から3月にかけては、住民の皆様方のご意見などを徴することを目的とし、パブリックコメントの実施や周辺自治会、また各種団体との懇談会を実施し、多くのご意見などをお聞かせいただきました。現時点におきましては、防災機能を有する体育館の基本設計を先行して進めておりますが、その中で、ご意見などをできる限り反映したものとして、今後、速やかに実施設計に移行してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、まず先行して整備する防災機能を有する体育館につきましては、令和5年4月に工事着手し、またグラウンドに最も近い校舎棟を現中央公民館などをご利用いただいております社会教育活動などの拠点施設として、令和6年4月に工事着手したいと考えております。

なお、ご利用を開始いただく時期につきましては、体育館を令和6年4月とし、社会教育活動などを行っていただくグラウンドに最も近い校舎棟を令和7年4月よりご利用いただくことを目標に計画を進めているところでございます。

私より以上となります。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） では、私からは2番目の河合町財政健全化計画の検討状況についてということで、そのうちのまず1つ、公共施設使用料の減免廃止の検討と3番目の文化会館の中止の検討について回答させていただきます。

まず、公共施設使用料の減免廃止の検討についてでございますが、公民館あるいはスポーツ施設につきましては、登録クラブ等は3分の2減免料金を適用しているところです。財政健全化計画にのっとり、減免の段階的な廃止を実施するなど検討してまいりました。クラブ代表者会議などで説明し、ある程度の理解を得ていたところでございます。

しかしながら、公民館やスポーツ施設を利用されている多くのクラブでは、高齢化に伴い、活動人数が少なくなり、1人当たりの負担が増加している状況です。活動を休止されたクラブや解散されたクラブ、あるいは活動の日数を減らして活動を維持されているクラブもあります。特にこの2年間では、コロナ禍により活動も鈍化し、さらに人数も減っていくという状況の中で、スポーツ協会、文化協会より、スポーツ、文化活動への支援を要請され、現在、減免廃止を保留している状況です。

スポーツや文化活動が失速していくことは、町全体の閉塞感にもつながると考えられます。このような状況から、使用料減免廃止とスポーツ、文化活動への支援策の検討は併せて行っているところであり、旧第3小学校跡地に移転するタイミングで使用料の設定を行いたいと考えています。

3番目の文化会館の休止の検討につきましては、令和3年度に今後30年間、文化会館としての機能を維持するにはどれくらい経費が必要かということ把握し、検討材料とするため、専門業者に委託して長期修繕計画を策定いたしました。今年5月に文化会館在り方検討委員会を立ち上げ、会議では、この長期修繕計画を提示し、検討をさせていただいているところです。この委員会の提言を受け、今年度中に町として結論を出したいと考えています。

以上です。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） 上下水道課より、河合町財政健全化計画の検討状況、②下水道事業特別会計の繰出金の適正化についてお答えいたします。

河合町の下水道使用料単価は、平成28年6月の料金改定以来、6年間改定せずに努力してきたところでございます。しかしながら、令和2年度決算で約2億6,000万円を一般会計から繰入れを受けるなど、大変厳しい状況となっております。

本町の汚水処理原価、処理するのにかかる単価は1トン当たり150円に対して、使用料単価が120円という料金設定のため、使用料収入で賄えない現状で、一般会計からの基準外繰入れで補填しております。

下水道事業は、令和6年度から公営企業会計へ移行となり、独立採算制の原則に基づく会計処理に移行されることに伴い、現在、赤字補填として一般会計から繰入れをいただいている基準外繰入れを圧縮すべく、令和4年度に下水道ストックマネジメント計画を策定して、事業の費用対効果を念頭に経費などの圧縮を検討してまいります。また、令和5年度に下水

道使用料の在り方について、議会議員及び有識者を交えた下水道使用料検討委員会を立ち上げ、検討してまいります。

以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは、2番の河合町財政健全化計画についての③番、豆山の郷及び文化会館の休止の検討について答弁させていただきたいと思います。

令和2年度に豆山の郷を今後30年間、引き続き館の機能を維持するためにはどれぐらいの経費が必要なのかを検討するために、専門業者に委託し、中期保全計画を策定しました。調査した結果、館の設備の多くは更新の時期を迎えており、今後、大きな改修が必要となることが判明しました。豆山の郷運営審議会に報告し、ご意見をいただいて、お風呂機能については廃止しました。残った館の機能の維持については、庁舎内で協議を重ねております。

現在、館は通常の貸館及びコロナワクチン接種会場として必要な施設ですので、休館はしませんが、今年7月から開始予定の第4回目のワクチン接種を終えた時点で、豆山の郷運営審議会を開催し、今後の在り方を検討していきたいと考えております。やむなく休館となる場合につきましても、住民の皆様にご迷惑はかからないよう、代替施設等も検討した上で対応を考えてまいります。

以上です。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 私のほうから、3つ目の質問としまして、町財政の運営はどのような方針で行っているのかという質問に対してお答えさせていただきます。

財政運営は、一定の行政サービスを維持することを最優先にして、社会経済情勢の変化に対応するとともに、町を活性化させる施策を実施できる柔軟な行財政基盤をつくることが重要であると考えています。

この考えの下、令和元年度においては一時的に財政需要が重なり、非常に厳しい状況にありましたので、いかに住民サービスを低下させることなく財政運営を行うかということを最優先に検討した上で、年度間の支出の調整を行ったものでございます。また、令和2年度及び令和3年度におきましては、歳入歳出の黒字を確保できることとなりましたので、行財政基盤の強化や緊急時の備えとして、剰余金を財政調整基金へ積み立てることといたしました。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、1つ目の令和4年度事業のほうから再質問のほうをさせていただきたいと思います。

住民の方から、本当に予定どおり実施できるのかといった不安の声とともに、いつまでに事業を完了するのかということは、もう耳に入ってきております。私としましては、住民の皆様生命や財産を守るために、前倒しをして一日でも早く事業を完了できるよう進めていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

不毛田川内水対策につきましては、関係する自治会の説明が予定より遅れておりますが、内水対策の実現は、地元の住民皆様方が待ち望まれていると理解しております。遅れを取り戻すため、スピード感を持って事業実施に邁進してまいります。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

では、財政健全化のほうの再質問をします。

令和2年度決算において、財政指標の数値が全国的に見て悪いこと、また、奈良県から出された重症警報のこともあり、住民の皆様は不安になっておられる状況です。町として、住民の皆様に事実を正確に伝えることは当然ですけれども、町として、もっとポジティブな発信、将来に明るさを感じられるような具体的な案というのはいないのでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 新井課長。

○財政課長（新井俊洋） 町の財政状況に対して悪いイメージばかりが先行することで、実態以上に悪いと誤解され、不安が増大するおそれがありますので、住民の皆様には、財政の状況を正しく知っていただく必要があると考えております。

町の財政状況は、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、令和2年度に引きつい

て、令和3年度においても財政調整基金へ積立てを行い、また、決算で一定額の黒字を確保することができることとなりました。

住民の皆様には、将来に明るさや希望を持っていただくためにも、健全化の取組を継続する必要性と同時に、財政の状況を丁寧に分かりやすく説明する必要があると、そういうふうを考えております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 最後に、町長にお伺いいたします。

4年任期の最後の年となりました。今年もしくは4年目での財政面での到達点、成果をどのように住民の皆様に向けてご提示なされますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） この3年間振り返りますと、住民の皆様が安心というか安全に暮らすことができました、それから将来に希望を持てる、そういう河合町にしたいとずっと思っていました。多くの課題が本当に河合町には山積しております。とにもかくにも、できることから取り組んでまいったように思います。

就任2年間では、認定こども園の開園、それから2小、3小の統合、それから校舎改築を行いました。また、特に財政をよくする、健全化に向けましては、大きな課題と考えています。そのため、健全化策の実施、職員に対しましても、あらゆる会議で前を向いた取組をするようにということで意識改革を訴えました。それから、できる範囲の組織の強化なり、それから改善もさせていただきました。また、並行しまして、県のお力もいただくということで、県との連携も強めることができたように感じております。この間、財政調整基金への積立てや決算での黒字確保はできまして、一定の筋道、ちょっと光が見えてきたように考えております。

今年度も、先ほどいろんなご質問あったんですけども、とにかく命を守る取組、それから安心安全に暮らしていただける、そういう対策、それから河合町に対して希望の持てる、そういう町にしていく、そういうことと、具体的には、内水対策事業、それから旧3小跡地利活用など、主要な事業は河合愛A I 構想における、特に先ほど西村議員もおっしゃっていましたが、学校教育現場はかなり大きな問題もありますので、そういう教育の町ということでも取り組んでまいりたいと思います。

それから、子育て環境、そういう魅力をしっかりつくることで、河合町に住んでみたいな、河合町の誇りも生まれてくるように思いますので、そういう各施策も進めてまいりたいと思っております。

とにもかくにも、目に見える形、河合の町、ちょっとでもよくなってきたとか、変わってきたな、そういうことを感じてもらえるように、今後も努めてまいります。また、今、議員おっしゃっていただきましたように、しっかりというか、住民に向けても、これからやっていくことをしっかり提示して、ご理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

- 8番（杵本光清） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） 杵本議員。
- 8番（杵本光清） 以上で質問を終了させていただきます。
- 議長（谷本昌弘） これにて杵本光清議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

- 議長（谷本昌弘） お諮りします。
本日はこれにて散会したいと思います。異議ございませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長（谷本昌弘） なしと認めます。
よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 西 村 潔